

第4回古平町議会定例会 第1号

令和元年12月12日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第45号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第4号）
- 5 議案第46号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第47号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第48号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第49号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第50号 令和元年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第52号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案
- 12 議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第54号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第55号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定について
- 15 議案第56号 古平町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第57号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定について
- 17 議案第58号 古平町営牧場管理条例を廃止する条例案
- 18 議案第59号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 19 議案第60号 町道路線の変更について
- 20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 21 選挙第8号 古平町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 22 陳情第15号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書
- 23 陳情第16号 「災害救助法の見直しを求める意見書」（案）の採択を求める陳情書
- 24 陳情第17号 幌延深地層研究センターの「令和2年度以降の研究計画（案）」の撤回と2020年3月末で研究終了を求める意見書の採択を要望する陳情
- 25 一般質問
- 26 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

(総務文教常任委員会)

27 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

(産業建設常任委員会)

28 委員会の閉会中の継続調査申出書

(広報編集常任委員会)

29 委員会の閉会中の継続調査申出書

(議会運営委員会)

30 委員会の閉会中の継続調査申出書

(庁舎等建設調査特別委員会)

○追加議事日程

- 1 意見案第10号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書
- 2 意見案第11号 災害救助法の見直しを求める意見書

○出席議員(10名)

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|---|---|----|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 議長10番 | 堀 | 清 | 君 | 1番 | 木 | 村 | 輔 | 宏 | 君 | | | |
| | 2番 | 逢 | 見 | 輝 | 続 | 君 | 3番 | 真 | 貝 | 政 | 昭 | 君 |
| | 4番 | 寶 | 福 | 勝 | 哉 | 君 | 5番 | 梅 | 野 | 史 | 朗 | 君 |
| | 6番 | 高 | 野 | 俊 | 和 | 君 | 7番 | 岩 | 間 | 修 | 身 | 君 |
| | 8番 | 山 | 口 | 明 | 生 | 君 | 9番 | 工 | 藤 | 澄 | 男 | 君 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 貞 | 村 | 英 | 之 | 君 | | | | |
| 副 | 町 | 長 | 佐 | 藤 | 昌 | 紀 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 石 | 川 | 忠 | 博 | 君 | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 松 | 尾 | 貴 | 光 | 君 | | |
| 総 | 務 | 課 | 主 | 幹 | 佐 | 藤 | 亘 | 君 | | |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 五 | 十 | 嵐 | 満 | 美 | 君 | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 和 | 泉 | 康 | 子 | 君 |
| 産 | 業 | 課 | 長 | 細 | 川 | 正 | 善 | 君 | | |
| 建 | 設 | 水 | 道 | 課 | 長 | 高 | 野 | 龍 | 治 | 君 |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 白 | 岩 | 豊 | 君 | | |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 本 | 間 | 克 | 昭 | 君 | | |

總務係主査 長谷川 秀峰 君
財政係主査 人見 完至 君

○出席事務局職員

事務局 長 三浦 史洋 君
議事係 長 澤口 達真 君

開会 午前 9時56分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名全員で、定数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和元年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則123条の規定により、9番、工藤議員並びに1番、木村議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る12月9日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告をお願いします。

○議会運営委員長（工藤澄男君） それでは、私のほうから去る12月9日に開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月10日から12月13日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき、取り進めるものといたします。

次に、日程第21、選挙第8号 古平町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてでございますが、議長による指名推選で行いたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、3件上がっております陳情でございますが、陳情第15号及び16号につきましては、本会議で採択の上、意見書を提出する運びといたします。陳情第17号につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託するものといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月12日から12月13日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月12日から12月13日までの2日間に決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和元年度10月分、11月分の例月出納検査結果、令和元年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果、令和元年後志広域連合議会第2回定例会議決結果の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 令和元年第4回古平町議会定例会の開会に当たり、第3回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について行政報告をさせていただきます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして令和元年度は第1期総合戦略の最終年に当たることから、現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、第2期総合戦略の策定の準備を開始することとされております。町では、庁内に設置したまち・ひと・しごと創生本部及び外部有識者としてふるびら未来創造協議会において平成27年度に策定した第1期古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める施策を重要業績評価指標、いわゆるKPIに基づき効果を検証した上で、平成30年度に実施した事業評価とあわせて結果を取りまとめ、本年度中に第2期総合戦略を策定するよう、基本的な方向性、取り組むべき施策について策定方針を定めました。

第1期総合戦略におきましては、産業振興を図り、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる町、生涯にわたって住みやすいまちづくりの4施策を基本目標に取り組みを行ってまいりました。第2期総合戦略におきましてもこの枠組みを維持しつつ、限りある財源を有効に活用し、これまでの個人給付を中心としたばらまき型の施策ではなく、新たな視点に立った取り組みについて検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、新たな指定管理者の指定についてでございますが、国では民間委託や指定管理者の導入を実施している地方団体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を平成28年度から推進しています。本町においても、令和元年度から公務補、学校給食調理員等の業務を包

括的に民間委託し、業務の効率化に取り組んでまいりました。また、町職員の新規採用の公募を行っても一般職、専門職ともに応募が少なく、職種によっては応募がない場合も多々あり、職員の確保が非常に困難な状況となっていることから、民間委託等を進めなければ業務が立ち行かない状況になっております。今後も健全で将来にわたり持続可能な行政基盤をつくるため、令和2年度よりクリーンセンター及びB&G海洋センターの指定管理者制度の導入に係る条例改正案及び指定管理者の指定議案を本定例会で提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、ウニのかご養殖事業の出荷中止についてでございますが、西防波堤で漁協の浅海部会が行っているウニかご養殖事業ですが、ことしは実入りや色味が悪く、歩どまりは大体15.7%で昨年より約2%落ちておりますが、このまま市場に出回ると天然ウニに対して悪影響を及ぼす懸念があったことから、出荷等を中止いたしました。水産技術普及指導所は、餌である昆布の消費が少なかったことなどから、養殖昆布の質がよくなかった可能性は考えられるが、港内は高水温傾向で、ウニの活動が抑制されたとは考えづらいため、明確な原因は不明であるとの見解を示しております。町といたしましては、かご養殖のような狭い空間ではウニに対してストレスが生じること、12基のかごでは収益性が低いことなどから、根本的な課題解決を図るため、これまでも報告してきたとおり関係機関に蓄養施設整備の要望を続けていく所存でありあります。

毎定例会ごとに報告しておりますふるさと納税の状況でございますが、11月末現在で寄附件数1万4,196件、対前年同期比145.2%、寄附額1億5,562万円、対前年同期比125.4%と増加しており、その一番の要因は、これまでも報告していたとおり、6月と10月に寄附サイトを1社ずつふやしたためと分析しております。新しい2つのサイトで寄附額の27.9%を占めていることから、当初の導入目的でもありました地元特産品を新たな寄附者に効率的にPRできたのではないかと考えているところでございます。なお、第3回定例会でふるさと納税に係る増額補正をご承認いただいたところではございますが、さらなる寄附増が見込まれることから、必要経費の補正予算を提案させていただきますので、上程の際にはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

最後に、北後志消防組合古平支署小型積載車の重量超過についてでございますが、平成31年4月に北後志消防組合において消防車両の一斉点検を実施したところ、古平支署に配備されている消防車両5台のうち、平成29年度に取得した小型ポンプ積載車1台が自動車検査証に記載されている車両総重量を約1.3トン超過しておりました。消防組合では、初動の対応として救助関係の資機材全てと火災関係の資機材一部をおろし、車両総重量の超過を解消し、救助活動については出動不能なことから、古平町内で発生した事案については余市消防署及び積丹支署からの出動または古平支署の指揮広報車での出動体制を構築している旨の報告は受けておりました。当該車両につきましては、入れかえ前の車両につきましても増加する救助資機材への対応ができておらず、短期間での入れかえとなったことから、予算措置の際には大型車両での購入検討を町から指示したにもかかわらず消防組合の判断で購入した車両であり、購入の経緯についても明確にしていきたいと考えております。

町といたしましては、これまで原因究明、速やかな是正、再発防止策の徹底、情報の公開、責任

の所在を明確にするよう迅速な対応を消防組合に求めてきたところではありますが、いまだ消防組合から明確な回答がなく、議会への報告など対応に苦慮しておりました。このような事態になりましたことはまことに遺憾であり、速やかな救助業務の再開、消防車両の補償、法令を遵守した消防車両の適正管理を図るよう、消防組合に対し求めてまいります。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案6件、条例改正案5件、条例廃止案1件、指定管理者の指定案件2件、過疎計画の変更案件1件、人事案件1件の合計17件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 令和元年第4回古平町議会定例会の開会に当たりまして、第3回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要につきまして教育行政報告をさせていただきます。

まず、全国学力・学習状況についてでございますが、道教委から11月6日に平成31年度の全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書が公表され、全道、管内、市町村の状況や学力向上の取り組みに関する改善の方向性などが示されました。後志管内につきましては、小中学校の全教科で全国の平均正答率を下回り、授業以外で勉強する時間が全国に比べて短いことなどの課題があることから、授業改善の推進及び家庭での学習習慣の定着に向けた取り組みの必要性などが示されたところでございます。本町の結果につきましては、1月の広報でお知らせする予定でございますが、管内同様に小中学校の全教科で全国の平均正答率を下回っていること、家庭学習や読書習慣などに課題があることなどが明らかになったところであり、学校における授業改善、学校、家庭、地域が連携した学習習慣の確立などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。なお、令和2年度の調査につきましては4月16日に実施される予定と承知しております。

次に、教職員の人事協議についてでございますが、11月25日に後志教育局長、次長、企画総務課長ほか人事担当職員が来町しまして、来年度に向けた教職員に関する人事協議を行いました。今後の主な予定は、次のとおりでございます。

次に、地域交流給食試食会についてでございます。10月30日に古平小学校で第2回の試食会を開催し、5名の参加者に地場産の豚肉や卵を加えたヒジキご飯などを5年生と一緒に味わっていただき、アンケートご協力をいただきました。今後もできる限り地場産の食材を活用した安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

次に、第44回ロードレース大会についてでございます。10月14日の体育の日に開催されました第44回ロードレース大会には1,198名の参加をいただきました。議員の皆様方のご協力に感謝を申し上げます。

次に、第45回文化祭作品展示会などについてでございます。文化会館を会場としまして古平町文

化団体連絡協議会が主催いたします第45回文化祭作品展示会が10月25日から29日に開催されまして、12団体、9個人から381展の出展があり、243名の来場者があったところでございます。また、11月3日の文化の日に第52回文化祭発表会が開催されまして、8団体が出演し、196名の来場をいただいたところでございます。

最後に、コミュニティ・スクールについてでございます。9月6日に第2回の古平町コミュニティ・スクール準備委員会を開催し、学校関係者、PTA関係者など7名の委員に参加をいただき、学校運営協議会の委員について管内の先進地の状況確認や本町の委員について協議を行いました。今後は、先進地の視察などを行い、来年度の導入に向けて準備を進めてまいります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては、資料1に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧をお願いします。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第45号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第45号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第45号、令和元年度一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

第3回定例会でもご説明いたしましたが、予算の内容とは地方自治法第215条の規定により、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用とされております。

それでは、議案1ページ目をお開きください。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,930万2,000円を追加し、総額を37億5,627万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表、2ページ、3ページ目にお示ししております。

次に、第2条、債務負担行為の補正として、自治体クラウド導入業務に関する債務負担行為、クリーンセンター及びB&G海洋センターの指定管理に関する債務負担行為の設定でございます。第2表、4ページにお示ししております。

次に、第3条、地方債の補正として、地方債の金額、限度額について、観光交流センター建設事業債として実施設計費に充当する過疎対策事業債、冷凍冷蔵施設整備費補助事業債として東しゃこたん漁協が整備する冷凍冷蔵施設の実実施設計に対する補助金に充当する過疎対策事業債の追加でございます。第3表、4ページにお示ししております。

以上が地方自治法第96条に規定する議決事件でございます。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の議案第45号説明資料、令和元年度古平町一般会計補正予算（第4号）説明書をごらんください。この説明書は、地方自治法第211条第2項及び地方自治法施行令第144条に規定するものでございます。地方自治法第211条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は予算を議会に提出するときは政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならないとされており、説明書の2ページ目からは地方自治法施行令第144条に規定する歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした事項別明細書でございます。この事項別明細書では、議会の議決の対象となる款、項を地方自治法第220条第1項の規定に基づく地方自治法施行令第150条第1項第3号及び第2項の定めにより、予算の執行科目である目、節に区分しております。これらの目、節については議決の対象とならないことから、款、項の区分ごとに内容を説明させていただきます。

歳出から説明いたしますので、4ページ目、5ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算4億4,975万7,000円に313万円を追加し、4億5,288万7,000円とするものです。内容は、一般職と特別職の旅費の増額、幼児センターの公務補業務増と通勤手当の精算による包括業務委託料の増、恵尚会との債務不存在確認訴訟に係る法律相談業務委託料の増、観光交流センター実施設計費の財源更正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億6,889万7,000円から8万5,000円を減額し、7億6,881万2,000円とするものです。内容は、給与改定と決算見込みによる職員給与費に係る国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険サービス事業特別会計への繰出金の精算、地域福祉センター費の指定管理料として予算計上しておりました地域福祉センターの管理経費について、消費税の申告のために地域福祉部門については一般会計で、デイサービス事業に係る分については介護保険サービス事業会計で面積案分により負担することとし、それぞれ指定管理料と繰出金を整理しております。

2項児童福祉費、既定の予算7,424万円に11万3,000円を追加し、7,435万3,000円とするものです。内容は、児童手当及び子ども・子育て支援交付金精算返納金の追加でございます。

次のページ、6ページ目、7ページ目をごらんください。3項国民年金推進費、既定の予算2万5,000円に16万5,000円を追加し、19万とするものでございます。内容は国民年金システム改修委託料の追加でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算3億2,384万4,000円に102万1,000円を追加し、3億2,486万5,000円とするものです。内容は、未熟児養育医療費負担金の精算返戻金と医師確保対策支援業務委託料の追加でございます。

5款農林水産業費、3項水産業費、既定の予算3,041万5,000円に398万円を追加し、3,439万5,000円とするものでございます。内容は、東しゃこたん漁協が整備する冷凍冷蔵施設の実設計費に対する補助金の追加でございます。補助率は40%、残りの60%は東しゃこたん漁協の負担でございます。

6款商工費、1項商工費、既定の予算1億2,073万7,000円に712万6,000円を追加し、1億2,786

万3,000円とするものです。内容は、ふるさと応援寄附金の寄附件数及び金額の増加が見込まれることから、必要経費を増額するものでございます。

7款土木費、4項都市計画費、既定の予算1億6,673万8,000円に4万9,000円を追加し、1億6,678万7,000円とするものです。内容は、給与改定と決算見込みによる職員給与費に係る下水道事業会計への繰出金の精算でございます。

次のページ、8ページ目9ページ目をお開きください。12款諸支出金、1項基金費、既定の予算9,137万円に3,498万円を追加し、1億2,635万円とするものでございます。内容は、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の2分の1の財政調整基金への積み立て、ふるさと納税の寄附件数の増加が見込まれることから、ふるさと応援基金積立金の増額、後年度の起債償還に備えるため、減債基金積立金の増でございます。

13款職員給与費、1項職員給与費5億8,466万円から1,117万7,000円を減額し、5億7,348万3,000円とするものです。内容は、当初見込んでおりました新規採用職員2名、それと3月31日付で退職いたしました中途退職者1名の3名分の職員給与費の減額、給与改定と決算見込みによる精算となっております。それに加えて、臨時職員の賃金として診療所の臨時職員及び産休代替の臨時職員の賃金の増でございます。

次に、歳入の説明をいたします。ページを戻りまして2ページ目、3ページ目をお開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算2億3,223万5,000円に2万円を増額し、2億3,225万500円とするものでございます。内容は、児童手当負担金の追加でございます。

3項委託金、既定の予算96万8,000円に16万5,000円を追加し、113万3,000円とするものでございます。内容は、国民年金システム改修に係る事務費交付金の追加でございます。

16款寄附金、2項寄附金、既定の予算1億9,150万1,000円に1,250万を追加し、2億400万1,000円とするものでございます。内容は、ふるさと応援寄附金の増額でございます。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、既定の予算315万6,000円に7,000円を増額し、316万3,000円とするものでございます。内容は、給与改定による職員給与費に係る繰入金の精算でございます。

18款繰越金、1項繰越金、既定の予算1,000円に617万5,000円を追加し、617万6,000円とするものでございます。平成30年度決算繰越金でございます。

19款諸収入、4項雑入については財源調整。

20款町債、1項町債については、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 6ページの水産業振興費の中の負担金補助及び交付金で冷凍冷蔵施設に398万ほど、東しゃこたん漁協に補填していると思うのですが、全体の補助率40%ということでもありますけれども、これどこの部分言っているのでしょうか。漁協は、たしか生産部のほうが指定管理だと思いますし、古い旧漁協のことを言っているのでしょうか、その辺ちょっと説明してもらいたいのですが。

○産業課長（細川正善君）　ここで計上している398万円は、新たに冷凍冷蔵庫を建てるための実施設計の分の町からの組合に対する補助金の金額であります。新たに建てるというのは、旧加工協の冷蔵庫を漁協に譲渡したのですけれども、さまざまな問題がありまして、あれの建てかえとして新たに実施設計を行うというものであります。

○6番（高野俊和君）　加工協から譲ってもらった冷蔵庫に関しましては、たしか令和20年ぐらいで冷凍のそのもの自体がもたないよという説明でもらって、20年ぐらいにどうするかという話ちょっとしていたと思うのですけれども、冷蔵庫自体はもう使えなくなるということでしょうか。加工協から漁協のほうに譲ってもらった冷蔵庫に関しては、もう使えなくなるということなのでしょうか。

○産業課長（細川正善君）　高野議員おっしゃっているのはフロンの話だと思うのですが、フロンは令和2年度で旧加工協の冷蔵庫、そのフロンの生産が中止になるということで、使えなくなるというわけではありません。それが令和2年度にフロンが生産中止になると、なのでそれ以降手に入らなくなるという意味で以前はご説明いたしました。

○3番（真貝政昭君）　債務負担行為でお伺いします。

1つは、クリーンセンターの指定管理者のけさの説明資料が出されています。議案第55号説明資料、1社しか応募者がいなかったということで、募集期間が10月26日から11月25日までの31日間ということでしたけれども、この募集方法なのですけれども、どういう形でされているのか。ホームページだとか、いろんな手段があるのですけれども、1社しかないというのがちょっと気になって、募集方法に問題があるのではないかというふうに思っています。公正、公平な競争、審査というふうにはならない気がしますので、その募集方法について伺います。

それから、2つ目の債務負担行為のB&G海洋センターなのですけれども、これも同じく1社しか応募していないので、これも応募方法を伺います。それとともに、3カ年の期間の債務負担行為ですので、その積算根拠を示していただけますか。

○議長（堀　清君）　暫時休憩します。

休憩　午前10時33分

再開　午前10時34分

○議長（堀　清君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町民課長（五十嵐満美君）　指定管理者、クリーンセンターのほうから説明させていただきます。

公募の仕方につきましては、ホームページ、それから庁舎前の掲示板、それからチラシを配布しております。その方法で公募したところ、1社の応募しかなかったという状況です。債務負担行為の金額についてですが、過去3年程度の決算額を参考に指定管理料の計算をさせていただいています。予算にも絡みますが、来年度の予算計上する上で、指定管理者に応募してきた業者さんのほうから金額を出していただいて、それをもとに債務負担行為を組んでおります。

○教育次長（本間克昭君）　B&G海洋センターの部分について回答いたします。

募集方法、周知の方法なのですけれども、クリーンセンター同様、ホームページ、それと町の掲示板、それと町内回覧を行って周知しております。積算の根拠なのですけれども、これもクリーンセンター同様、過去3年間の経費に人件費を見込みまして債務負担行為をしております。

○3番（真貝政昭君） だから、金額を提示されて、それがいいか悪いかという是非を議会に問うているのですから、今のような口頭での説明ではなくて、やはりきちんとした活字として資料を提出すべきではないですか。何も手元にない状態で金額を提示されて、よし、わかったというふうにはなりません。

議長、どうですか。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 通常の今までの指定管理者の事例ですと、年間の人件費、それから施設の維持管理、基本的なやつです。水道光熱費だとか、そういうので積算されて、実績に基づいて3カ年、1年間のならしで、掛ける3で今回の金額を出したという、そういうふうに説明では理解されるのですけれども。そのとおりですか。

○町民課長（五十嵐満美君） はい、そのとおりです。ちなみに、金額細かいところを申し上げますと、3年間分でこの債務負担行為組んでおります。30年度の決算額、クリーンセンターの事業費としまして1,500万程度ありましたので、そういうのを参考に指定管理のこの業者は計算して出していますので、それを積み上げて3年分の計算となっております。

○教育次長（本間克昭君） この債務負担の額の設定につきまして過去3年の実績に基づいた経費、それと見込まれる人件費に基づきまして、町側として最大限の額を設定しているものであります。それで、業者との契約の金額につきましてはこの後になるのですけれども、年度協定に基づいて設定することとなります。

○1番（木村輔宏君） 7ページの先ほど高野議員さんからもお話ありました東しゃこたん漁協冷凍冷蔵庫設備事業補助金ですけれども、これ新しくつくりますという計画だということになるうと思えますけれども、それに対する計画書的なもの、例えば2億かかりますよと、ですからこういう事業をこういうふうにしますよというものはあるのですか。

○産業課長（細川正善君） 新しくつくる冷凍冷蔵施設、それを設計するための補助金です。先ほども高野議員のときに申したのですけれども、この398万円というのは新しい冷蔵庫を建てるための設計の金額の補助金です。ですので、まだ契約とかはしておりませんので、契約書があるかと言われますと、まだないという状況です。

○1番（木村輔宏君） そうでなくて、三百九十何万という金額が出てますよね。ということは、ある程度、例えば何々の番地に、浜町何十番地のところにこれくらいの金額のものをつくるので、

399万、町としては助成してください。ここでは何々しています、国でという話がなくて、まるっきりのものに399万という、決して反対するとかでなくて、ある程度、例えば3億くらいかかるので、そんなので設計したいのですよというものはあろうと思うのですけれども。

○産業課長（細川正善君） 漁協との話し合いの中では、ある程度の建設場所、それと施設の、まだ設計前なのですけれども、本当の概要と事業費の概要というものは聞いております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 先ほど質問しました債務負担行為、クリーンセンターと、それからB&G海洋センターの指定管理、新たな条例、それから条例改正、後ほど提案されますけれども、その議決前に既に指定管理者の募集をして、そして決定に至っているという、こういう手続は議会軽視も甚だしいと。今までも議会にないしょでいろんなことを進めておられる貞村町長ですけれども、今回の事案はこれが鮮明に出た形です。許されない行為です。

それと、B&G海洋センターの指定管理者の決定なのですけれども、平成31年度で今までの委託先から、新たに学校関係の臨時職員も全てかえられた。その団体が今回指定管理者として決定に至ったわけですけれども、過去の実績から、それから指定管理者の契約の内容からして、工事費等がその都度必要に応じて町の判断で別枠で毎年度出てくるのですけれども、実績からして維持管理費でならして年間毎年2,200万という数字、これが出てくると思えないのです。債務負担行為で令和元年度から4年度まで3年間でしょう、4年間ですか、3年間でやるのですから、年間2,200万ですけれども、実績からいって1,500万ぐらいですよ、年間。平成31年度でも新たに委託先が会社かわりましたけれども、それが海洋センターのほうから抜けましたけれども、合わせても1,500万です。決算状況を見ても、過去にさかのぼっても年間1,500万がなぜ3年間で6,600万になるのだと、それが不透明なのです。クリーンセンターは、過去の実績からいってうなずける数字なのです。仮に手順がボタンのかけ違いで前後ずれていますけれども、このB Gについては納得できません。これは検証してしかるべき問題で、今回の議案で賛成、承認するわけにはいかないと、そういうふうと考えて反対するものです。

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

○8番（山口明生君） ただいまの真貝議員の反対討論に関して、議会を軽視しているというようなご発言もございましたか、それが議会の総意だと思われるのも困りますので、発言をさせていただきます。

少なくとも今焦点が指定管理の部分に当たっておりますので、その部分から申し述べさせていただきますが、先ほどの行政報告にもありましたとおり、人の確保、マンパワーの不足という部分では指定管理に移行していく部分もやむを得ないだろうと。それは、町の財政も含め、いろいろ面で過疎地に関してはやむを得ない状況で進んでいこうと考えられます。今クリーンセンターのほうは納得ができるというふうなお話でございましたが、B&G海洋センターに関しても過去3年

間の実績をもとに算出した金額であると。それは、今教育次長のほうから明確に回答されている段階で、それに納得できるかできないかという部分だけでこの議案に反対をするというのはちょっと筋が違うのではないかというふうに考えられます。私は、行政の手順として、しかも指定管理に関しては決定と先ほどからおっしゃられておりますけれども、まだ決定していません。きょうの議案の中に指定管理者の指定について議会に問うという形になっているものでございまして、その部分でも話し合いはできますし、基本協定、年度協定の部分でも折り合いがつかなければ契約はしないであろうという、それが指定管理のシステムだとは考えておりますので、この段階での債務負担行為だけの議案に関する先ほどの発言はちょっと私は承服できないので、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（堀 清君） 反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は可決されました。

◎日程第5 議案第46号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第46号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第46号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,195万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億3,875万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明書のほうの32ページ、33ページをお開きください。1款1項総務管理費でございますが、既定の予算から5万2,000円を減額し、予算額1億1,711万8,000円とするものでございます。こちらは、給与改定によるものと共済組合負担率の変更による減額でございます。

2款1項基金積立金でございますが、199万9,000円を追加し、200万円とするもので、前年度繰越金の確定分と後志広域連合からの還付分を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。説明書30ページ、31ページにお戻りください。3款繰入金、1項他会計繰入金でございますが、既定の予算から5万2,000円を減額し、予算額を5,164万3,000

円とするものでございます。こちらは、歳出で減額といたしました人件費分の繰入金の減額でございます。

4款1項繰越金、既定の予算に344万2,000円を増額し、344万3,000円とするもので、30年度の決算剰余金の繰越金でございます。

続きまして、5款諸収入、4項雑入でございますが、856万4,000円を追加し、859万2,000円とするものでございます。先ほど歳出のほうでも説明いたしましたが、平成30年度の広域連合分賦金の精算分として856万4,000円が還付されるための増額でございます。これらの後志広域連合負担金につきましては、去る11月29日開催されております後志広域連合定例会において補正の議決をいただいていることを申し添えます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号 令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第47号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第47号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第47号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,682万9,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明申し上げます。説明書44ページ、45ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算から23万円を減額し、予算額を1,052万9,000円とするもので、給与改定によるものと共済組合負担率の変更による減額でございます。

続きまして、歳入のほうです。42ページ、43ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金で既定の予算から23万円を減額し、3,345万6,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました人件費の減額による職員給与費繰入金の減額でございます。

4款1項繰越金、既定の予算に16万6,000円を増額し、16万7,000円とするもので、平成30年度の決算剰余金の繰り越しでございます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第48号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第48号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,002万3,000円とするものでございます。

補正の款、項、金額などに関しましては、第1表を14ページ、15ページにお示ししております。

それでは歳出からご説明しますので、説明書の56、57ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額としましては2万3,000円の増額でございます。この計上額につきましては人件費に伴

うもので、主な要因として職員給与の改定によるものでございます。

引き続き歳入の説明を申し上げます。54、55ページをお開きください。5款2項繰入金、補正額としまして2万3,000円の増額でございます。歳出に伴う分を簡易水道財政調整基金繰入金で財源調整しているものでございます。

以上で議案第48号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第48号 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第49号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第49号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第49号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,134万7,000円とするものでございます。

補正の款、項、金額などに関しましては、第1表を次の18、19ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、説明書68、69ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額としまして4万9,000円を増額するものでございます。この計上額につきましては人件費に伴うもので、主なものとして職員給与費の改定によるものでございます。

引き続き歳入の説明を申し上げます。66、67ページをお開きください。4款1項一般会計繰入金、補正額としまして4万9,000円の増額でございます。先ほどの歳出に伴う分を一般会計繰入金で財源調整しております。

以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号

○議長(堀 清君) 日程第9、議案第50号 令和元年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第50号 令和元年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ456万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4,796万3,000円とするものでございます。

これは、一般会計の補正予算でも説明がありましたが、地域福祉センターの指定管理料については、地域福祉センター事業分を一般会計で、デイサービス事業分をサービス事業会計で計上しており、施設の運営費にかかわる共通経費、燃料費、光熱水費等につきましては地域福祉センター運営事業に計上していたところでありましたが、介護保険事業分については指定管理先の社会福祉協議会が納める消費税の対象外となっていることから、今回それぞれの面積に応じ、経費を案分することによるものです。もう一つは、給料改定による支給割合の変更による人件費1名分の増額補正でございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、補正予算説明資料の80ページ、81ページをお開きください。1款1項居宅サービス事業費、既定の予算に451万8,000円を追加し、3,959万4,000円とするもので、13節委託料の増額となっております。これは、先ほど申しましたように、一般会計の地域福祉センター分の共通経費からデイサービス分の案分率48.1%の金額を組みかえたものなどによるものでございます。詳細につきましては、後ほど90ページ、91ページをごらんください。

1款2項居宅介護支援事業費、既定の予算に4万5,000円を増額するものでございます。これは、先ほど申しましたように、人件費1名分でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。78ページ、79ページをお開きください。2款1項一般会計繰入金、既定の予算に456万3,000円を増額し、1,566万9,000円とするもので、歳出の増額分を一

般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 令和元年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和元年8月7日の人事院勧告、令和元年11月22日に公布された一般職の職員の給与に関する法律に準拠した改正及び町独自の改正として期末、勤勉手当の役職加算の改正、過去に廃止となっていた管理職特別勤務手当制度の復活、追加を行う改正案となっております。

議案26ページ目をお開きください。第1条では、人事院勧告及び給与法に準拠した改正として、令和元年12月期の勤勉手当の支給率を0.975月とする改正、現行の給料表を大卒程度の初任給を1,500円、高卒の初任給を2,000円引き上げ、30代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定を行い、平均改定率0.1%の改定となっております。

以上の2点でございます。

第1条の改正は公布の日から施行し、給料表の改正については令和元年4月1日から適用する改正となります。

次に、議案29ページ目お開きください。第2条では、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円から1万6,000円とし、これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当の上限を1,000円引き上げ、2万7,000円から2万8,000円とする改正でございます。この改正により住宅手当が2,000円を超える減額となる職員については、1年間に限り、改正前の住

宅手当から2,000円控除した額の住宅手当を支給する経過措置を設ける改正が附則で行われております。

2点目、令和元年6月期以降の勤勉手当の支給割合を0.95月とする改正でございます。

以上の2点が人事院勧告及び給与法に準拠した改正でございます。

次に、町独自の改正、町独自の削減措置の一部回復として期末、勤勉手当の役職加算率を課長職が100分の10から100分の15に、主査、係長職が100分の6から100分の10に、国家公務員と同額に回復することとし、これに伴い、主任職の役職加算を廃止する改正となっております。

次に、管理職特別勤務手当の回復として、管理職員が臨時または緊急の必要、その他公務の運営の必要により週休日等に3時間以上勤務に従事した場合は、勤務1回につき6,000円、管理職員が災害への対処、その他臨時または緊急の必要により週休日等以外の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に1時間以上勤務に従事した場合、勤務1回につき3,000円、勤務に従事した時間が6,000円を超える場合にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額を支給するという規定を追加しております。

以上2点が町独自の給与削減措置の一部を回復する改正でございます。

第2条の改正については、令和2年4月1日から実施する改正となります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第52号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

本案についての提案理由を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第52号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案34ページ目をお開きください。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等について欠格条項により一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断する仕組みに移行いたしました。本町の条例においても、整備法と同様の考え方を持って成年被後見人等に係る欠格事項などの権利制限している規定について所要の改定を行うものでございます。

改正する条例としては、第1条改正として古平町表彰条例の一部改正、第2条改正として職員の旅費に関する条例の一部改正、第3条改正として古平町公共下水道条例の一部改正、第4条改正として古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第5条改正として古平町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正、以上5つの条例でございます。

施行期日は令和元年12月14日、整備法附則第1条第2号関係により公布の日から起算して6カ月を経過した日が法律の施行日となっておりますので、条例の施行期日についても同様といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第53号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

説明資料のほうにより説明させていただきます。説明資料15ページをお開きください。本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令が平成31年4月から改正、施行されたことによりまし

て条例改正を行うものでございます。災害救助法が適用される大きな災害が発生した場合には、法律に基づいて、被災者に対し、災害弔慰金の支給や災害援護資金の貸し付け等を行うこととなっております。今回法律が改正されたことによりまして、災害援護資金の貸し付けに係る利率について低い利率での貸し付けが可能となったほか、償還方法等についても見直しがなされました。新旧対照表を載せてございますが、利率については第14条で3%以内で規則で定めるもの、また15条におきまして償還方法については月賦償還を追加する改正となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） 15条の3あるでしょう、償還するのに保証人という欄があるのですけれども、今の時代、例えば金融関係であってもいろんな中で保証人制度というのはなくなってきているのです。ということは、例えば何かあっても保証人がそれをどうこうするという、逆に例えば金融機関であったら保証人になってもお金返せないとかってあるので、あえてこの保証人というものを削除したらいいと思うのですが、どんなものでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 保証人の規定につきましては、この15条3号に規定する保証人につきましては法律のほうから持ってきている名称でございまして、つけるつけないに関しては場合によってつけない場合、東日本大震災のときなんかは保証人なしという規定を使って援護資金の貸し付けなども行っておりますので、ケースによって保証人をつけないことは十分考えられると思います。ただ、ここに規定されている保証人につきましては、つけるつけないの規定ではなくて、法律に規定されている保証人に関する条項を持ってきているので、これで規定されているからといって必ず保証人をつけなければいけないということではないです。

○1番（木村輔宏君） 課長の言っていることを確認します。古平町では保証人をつけなくても大丈夫ですという考え方をとっていいですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 内容によるかと思います。今の段階でどういうケースが考えられるかというのはちょっとわからないので、災害発生した際に検討したいと思います。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第54号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第54号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第54号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましても説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料16ページ、17ページをお開きください。今回の改正につきましては、大きく分けて改正点、ポイントが2点ございます。まず、1点目につきましては、平成31年4月から学校教育法の一部が改正されたことによりまして専門職大学の制度が新設され、本条例に規定する技術管理者の資格要件において所要の改正を行うものでございます。こちらが第3条の改正となります。

2点目は、指定管理の関係でございます。町長の行政報告にもございましたとおり、将来にわたって健全な行政を持続させるため、クリーンセンターにも指定管理者制度を導入することとし、必要な改正を行うものでございます。第4条で施設の管理を代行することができるようにするもの、第5条で指定管理者に廃棄物処理手数料の徴収を可能とさせるほか、減免等について規定するもの、第6条及び第7条では指定管理者が行う業務の範囲と臨時休業等を含め管理に関することについて定めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第55号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第55号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定につ

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第55号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

先ほどの条例改正の際に説明いたしましたとおり、クリーンセンターへの指定管理者制度の導入によりまして、地方自治法の規定により指定管理者を指定するための議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める事項につきましては、議案43ページ、記の部分を読み上げさせていただきます。記としまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町クリーンセンター。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人（団体）住所、古平郡古平町大字浜町1089番地の3、（2）、法人（団体）名、カーサポートOG株式会社、（3）、代表者職氏名、代表取締役、坂下勝章。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日。

本件の法人の選定についてでございますが、10月25日から11月25日までの間公募を行いました。カーサポートOG株式会社1社からの申請でございました。これを受けて、12月3日、選定委員会を開催いたしまして審査を行った結果、要件を満たしていたため、適格であると評価したものでございます。審査の内容につきましては、形式的な書類審査のほか、申請書類に記載されている内容について評点審査により審査を行っております。具体的項目等につきましては、本日お配りしております1枚物の説明資料、議案第55号説明資料と右肩に書かれている説明資料をお配りしておりますが、こちらの右側のほうが評点審査の内容となっております。後ほどごらんいただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） この指定管理で、それがどうこうという話ではなくて、金額で契約しますよね。それで、毎年道とかからの最低賃金の勧告ではないですけども、最低賃金幾らですよとか、いろんなもので物価上昇がありますよね。そういうものに対する、金額的なものが決まっても上乗せしてお支払いするということになっているのでしょうか。その限度というのは例えば10%であるとか、もちろん最低賃金によっては変わるかもしれませんが、そういう形をとっていらっしゃるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 人件費についてのご質問かと思えます。最低賃金は当然守られている会社ですし、収支計画ですとか業務計画を見ましても、あと社員の服務規程なんかも提出していただきました。間違いなく最低賃金は超えておりますし、適正な賃金で会社を運営しているものと考えております。

○1番（木村輔宏君） 会社のことは全然問題としないで、町として例えば、850円ですというものが870円になりましたというときに、契約していてもその金額を上乗せしてお支払いするのですかと

いう、してもいいのではないかという考えを持っているのですけれども。

○町民課長（五十嵐満美君） 経営の内容ということになるかと思えます。支出のほうを適正に抑えていただいている経営努力しているということが見てわかる状態であれば、赤字補填という形で指定管理料をお支払いする予定でございますので、賃金についても最低賃金は当然守っていただかなければなりませんけれども、その方の勤務条件ですとか勤務年数とかにもよると思えますし、出てきた決算ですとか、資料を見て判断したいと考えています。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第56号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第56号 古平町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第56号 古平町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、B&G古平海洋センターの管理を町が指定する指定管理者に行わせることができるよう条例を改正するものです。

議案46ページをお開き願います。改正の内容につきましては、現行条例の第16条を20条といたしまして、第15条の次に4条を加えるものでございます。

まず、加える第16条につきましては、管理の代行ということで、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして指定管理者に管理を行わせることを可能とする規定となっております。

次に、17条ですが、利用料金ということで、指定管理者に管理を行わせたときの利用料金についての規定を示しているものでございます。

次に、18条ですが、指定管理者が行う業務の範囲ということで、業務の範囲を施設の管理運営、利用許可、利用料金の徴収、維持管理と規定しているものでございます。

次に、19条ですが、町長の承認を受けて、使用期間、使用時間、休館日の変更、あと臨時に休館できることを規定しているものです。それと、使用の承認、使用の制限について教育委員会にかわ

ってできることを規定しているものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 今回の措置に反対するものではありませんけれども、現在人員、今BGの職員は教育委員会の職員が配置されていると思うのですけれども、そのことや利用方法について現在質問したときに答えられるということはあるでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 利用者の利用方法については、基本今までと変わることはないと思います。

○6番（高野俊和君） 現在の人員ということなれば、今まで教育委員会の職員が配置されていますけれども、基本的にこの配置というのは大きく変わらないのかということと、それとB&Gは古平町の社会体育事業をほとんどあそこで行っておりますので、利用の場合とか不都合とかはそんなに大きく生じるものではないのか。もっと言うと、2年後に例えば連盟で大会などを、古平町のBGで大会などを催すという、そういうものがありますので、その辺などについても今までどおり利用というのは可能なのか、できる範囲で答えていただければと思いますけれども、

○教育次長（本間克昭君） ただいまの議案につきましては、指定管理をすることができるようにする条例の改正であります。今議員さんのほうから質問あった事項なのですけれども、次の議案にかかわってくることとなると思うのですが、指定管理の内容としては、職員が対応している部分についても全て指定管理に回す予定をしております。ただ、職員の体制とかにつきましては、人事の関係もありますので、私のほうからは回答できる立場にはございません。

○6番（高野俊和君） これから指定管理者との話し合いだと思いますけれども、さっきも言いましたけれども、社会体育事業の基本となる場所ですので、そういうことに関して今まで行ってきたこの事業などをある程度今までどおり行えるという方向で考えていいのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 先ほども申し上げましたが、利用する方のほうの利用方法に関しては基本的には変わらないということでございます。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回のBGの体育館施設を指定管理者にお任せするという条例改正ですけれども、この施設は社会体育、教育施設です。それを民間にお任せするという、そういうご提案ですけれども、反対するものです。あくまで今までどおりの形で町が責任を持ってこの施設を管理していくという立場から、この議案に反対するものです。

以上です。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論ございませんか。

○6番（高野俊和君） 理想を言えばそうなのかもしれませんが、先ほど町長の行政報告でもありましたけれども、なかなか人材を確保するのが難しいと、きちんとした管理ができないとい

うことになる、それは社会体育事業として使う場合にも不都合も生じますし、いろんな場面でいろんな事情が発生すると思います。今回指定管理で指定管理を受けた業者と古平町がしっかり話し合って、これまでのB&Gで行ってきた社会体育なども継続してもらえというようなことも含めてきちんと話をしてもらって、今まで行ってきた事業なども継続してほしいと思いますし、現在多分私たちばかりでなくてほかの団体でも来年度以降計画している事業もあると思いますので、その辺もきちんと説明をして対応を図っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 古平町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第57号

○議長（堀 清君） 日程第16、議案第57号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第57号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、古平町B&G海洋センターの指定管理者として株式会社共立メンテナンス札幌支店を指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

なお、管理業務の内容についてですが、海洋センターの管理運営全般となりますので、これまで職員が対応していました平日の受け付け業務、それと維持補修等に係る契約業務、それと経理などの事務全てが対象となっております。

それでは、議会提案に至った経緯をご説明いたします。右上に議案第57号説明資料と記載してあります資料をごらん願います。右側の表の中段に記載のとおり、募集期間を令和元年10月30日から11月28日までとして募集を行っております。その間11月15日に説明会を開催したところ、2社が参加しておりますが、最終的に応募してきたのは株式会社共立メンテナンス札幌支店1社のみでした。選定委員会につきましては、12月3日に副町長を委員長とする4名の委員で開催し、選定基準の具体的な審査項目を定め、資料右側の表のとおり、5選定基準、12審査項目、22の着眼点で共立メン

テナンス札幌支店を審査し、全てにおいて要件を満たしていると評価をしております。

それでは、議案の49ページをごらんください。記以降を読み上げさせていただきます。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町B&G海洋センター。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人(団体)住所、札幌市中央区南1条東3丁目11番9号、(2)、法人(団体)名、株式会社共立メンテナンス札幌支店、(3)、代表者職氏名、支店長、轟健太郎。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 過去3年間、28年、29年、30年と決算が過ぎております。それで、先ほども質問しましたがけれども、今回の決定に当たっては、毎年ならして2,200万ということなのですから、この中にはかつて工事費として照明灯の改修工事だとか、トイレの改修工事とか、約600万ほどかけた年もありました、この3年間で。そのときは予算額としては2,100万くらいの予算になったのですけれども、こういう工事費は除いた額で契約することになるのでしょうか。

○総務課長(松尾貴光君) 予算措置の関係もございますので、私のほうから説明させていただければと思います。

今回の指定管理料の上限の2,200万という金額の大まかな内訳なのでございますが、先ほど来真貝議員がおっしゃっている1,500万、これは燃料費ですとか水道光熱費、そういったもの、プールの監視の部分ですとか、そういった部分の経費が経常ベースでいけば1,500万程度かかっております。その施設を管理運営する上で、今教育委員会の生涯学習系の職員が海洋センターに4名張りついております。大体そのうちの1人工、本当に体育館の管理業務をしています。日中の受け付けですとか、油の発注、経理、施設の管理、その部分の職員のやっている業務についても新しい指定管理者のほうへ民間委託いたしますので、その分の人件費相当額が現在のランニングコストからふえていると。その分の職員を教育委員会から減らす、減らさないという部分につきましては、今後人事の上で検討されるのかなというふうに思っております。皆さん心配されている生涯スポーツの部分でどういうふうになるのだという部分についても、要は建物、体育館、プール部分の管理を職員が直営でやっていたものを民間委託するので、金額もふえているという、そういう部分の金額設定になっております。

○3番(真貝政昭君) そうしたら、今までは、それこそプールだとか……

○議長(堀 清君) 暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番(真貝政昭君) 人員を確保するというのは、今までの方式で何ら問題はないのですよ。任

せてるのだから。町が募集してるわけではないのだから。だから、理由づけにはならない、この点については。そして、決算から見れば、工事費を除けば1,500万前後で。過去推移してきているのです。これが700万もぼんと上がるというのは、幾ら人件費で見てあげたってこれは成り立たない。この差額の700万の根拠をやはり示すべきだ。決算に基づいて1,500万でないかかってきたのが2,200万という説明して、それを信じていらっしゃる方が決算認定にかかわってきたのに、信じて町側の意見を、説明を信じているのだから。まるっきり決算は違うのだ。

それから、経費節減という節約ということからしたら、これは大幅な経費増。何も努力してるふうにはなりません。まるっきり説明とはあべこべだ。単なる人件費をそういうふうに見てあげただけではなくて、古平にこの会社は事務所を持っているでしょう。そういうのも含めて見てあげているのではないですか、応募したのが1社しかないのだから。内容を明らかにするべきだ。その人件費をどういうふうに計算したのかも含めて、今までの決算があるのだから、それでないと認められない問題だ、この件は。

○教育次長（本間克昭君） ただいま真貝議員から質問ありました件なのですけれども、まず人員の確保、今までのプールだとか、そういう部分については今までも委託しておりますので、その人員確保についてという意味ではなくて、町長の行政報告にもありましたとおり、職員の確保も難しくなっているというのが今の現状です。それで、業務の効率化を図るために、今まで町職員が対応していたものを今回指定管理のほうに業務の中に入れていくというのが経費増の理由です。増になっている内訳なのですけれども、今まで平日の朝から夕方5時半まで職員が対応していた受け付けの部分でも指定管理のほうに新たにお問い合わせすると、それといろいろな契約業務だとかがありますので、そういうものを担当する職員も置いてくださいというのが、追加するというのが今回の業務となっております。その人員確保するための経費の増となっております。

○3番（真貝政昭君） だから、審査に当たって会社のほうから提示された経営内容というのは出せないのですか、議会に。

○教育次長（本間克昭君） 会社のほうから今段階でいただいている収支報告書等、業務の計画書、それと収支の予算案は、何かの機会があれば提出することは可能です。ただ、これが全てではなくて、これから協議をした上で年度間協定を組んで、最終的な確定をするということになりますので、その点をご承知おき願いたいと思います。

○総務課長（松尾貴光君） 議会の説明資料が不十分だというご指摘かと思いますが、町といたしましては今回提出している書類で十分。何かおかしな関係業者と癒着でもあるのでないかみたいな推測されたような発言も中にはございましたが、一切そういうこともございませんし、本提案してる説明資料で十分な説明がなされていると解釈しております。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○1番（木村輔宏君） 今の町のやっていることはどこの町村でもやっていますし、今一番の問題は町の要するに人を雇うというのは60歳ですよ。最高でプラス2歳ですか、62歳まで。ところが、こういうところで人を雇うというのは、元気な方であれば70歳でも75歳でもいいわけですよ。それをカバーするためこういう条例でございまして、人件費が云々、それはもちろんとんでもない金額を差し上げるのであれば、これは別でしょうけれども、私として言えることは、これは最善策のものだろうというふうに考えていますけれども、これからもこれを続けていくとすれば、高齢者で元気な方がいるのであれば、この会社がそういう形をとるのかどうかわかりませんが、今の時代70歳でも年寄りだと言われない時代、80歳でも元気であればそういう職務につかせていただけるということは非常にいいことであって、大賛成のことだろうと思いますけれども、町長、それに対してちょっと一言。

○町長（貞村英之君） 木村議員のご質問というか、意見というか、お答えいたします。

おっしゃるとおりで、実際募集しても来ないというのがこの2年間続いてきて、職員の採用を見てもわかるように、減った分よりも採用者がいないという何ともしがたい状態でございます。町村会の試験を受けた人、大体余市ですとか倶知安ですとか岩内とかのほうへ行きまして、大体ほかのところで落ちた人がここに来て面接受けるのですけれども、面接ではやっぱりだめだったというのがほとんどでございます。そういうことで、人の確保が喫緊の課題となっている今、このようにしていかないと立ち行かなくなっているのも事実でございます。たまたまこういう制度ができていてということで、これにのって、おっしゃるとおり民間企業であれば、若いというか、年とっても働ける人は働いてもらいますし、制限もございませんので、それにのって何とかしのいでいかなければならないなと思っているところでございます。

もう一つは、先ほどから決算の経常経費に比べて指定管理料が多くなっていると申しますが、職員の人件費そこに入っていないので、今使っている人件費がそこにやらなくなるのですから、当然そこに含まれるわけでございますから、1,500万の経常経費が人件費含んだら、2人だとしたら大体平均どれくらい皆さんわかると思いますので、そのぐらいの経費は必要なのかなど。経費を思い切り節減するためにやっているのではなくて、やはり効率的な行政を運営していく上でこれは最善の策のかなど私は思っているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○8番（山口明生君） 今たまたま人員のお話が出ましたので、ちょっとお聞きしたいのですが、今回新たに指定管理にするという形になる中で、地元の人間をなるべく採用しようとかという形では考えられていないのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○町長（貞村英之君） もちろん民間の経営も、民間のほうも人探しの結構大変なみたいなのです。役場に来てくれないのは、やはり民間でもなかなか確保できないということで、今やってくれている人を優先に、それから探すのであれば、すぐ駆けつけれるような地元というのがやはり一番の条件だとあちらも申しておりますので、それは一番優先だと思っております。

以上でございます。

○議長（堀 清君） それでは、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。反対討論。

○3番（真貝政昭君） 質疑を通じて町側の答弁に納得できません。いろいろ積算根拠を口頭で述べましたけれども、活字で一切出てこないところが貞村町長の一貫した姿勢です、議会に対する。通常1,500万で今までやってきたところを700万ぼんと上がるのは、これ正職員をいろいろ宛てがってきたところを業者をお願いするといったって、業者のほうが正職員並みの給料払うわけがないのです。指定管理者制度の一番の問題点は、最低賃金すれすれのそういう労働者の扱いが極めて問題だというふうになっているのです。指定管理者をお願いするのは経費節減です。それが今までの5割アップの経費増というふうになると、これは自治体のとるべき今の状況ではないと。指定管理者にこれだけお金をやるのであれば、もっと声を上げてたくさんの業者に声をかけて、そして競わせるべきだった、たった1社しか来ないというのが続いているというのが首をかしげるところなのです。資料は出てこない、それから1社しか来ないと、それから経費増の幅が異常だと。

以上でこの議案に反対するものです。

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論ございませんか。

○8番（山口明生君） 賛成の立場から討論いたします。

まず、ただいまの反対討論にちょっと意見を申したい部分もありますので、まとめた形でお話をいたしますが、まず経費の増というふうにおっしゃいますが、管理費が1,500万で、あと700万ふえる、単純にまずそれをむしろ真貝さんの言葉をかりればなぜ信じるかという話にもなるのですが、実際は正規職員が今数名いて運営しているわけで、その職員がいなくなる分に職員を宛てがうことになる。その職員の賃金を下げた形で使えば職員の質が落ちる。それは、ちょっと真貝さんの言っていることとは矛盾するのではないかと。管理をしっかりするためには、しっかりとした人員でなければいけない。それには経費がかかる。当然のことです。正規の役場職員を使うよりは当然経費は少ないはずですが。なぜそれを信じないかのほうが不思議です。そういった面を考えて、使われなくなったとか、ほかに回す力が少しでも働けば、その分町の業務が円滑に進むことにもなるわけで、なぜそこまで町のやっていることに疑念を抱くのがちょっとわかりません。

私は非常に一生懸命やられているというふうに考えますので、賛成としたいと思います。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 0時16分

○議長（堀 清君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論ございませんか。

○4番（寶福勝哉君） 私は、賛成の立場からちょっとお伝えしたいと思います。

一昨年でしたか、議員の視察で石狩市の図書館、たしか皆さん行ったはずですよ。あそこはもとも役場職員がやってたところから民間に切りかわって、非常に利用率が上がった。幼児施設だとか、スタジオだとか、皆さんダンス見て楽しまれたと思うのですけれども、あそこも途中から民間にかわって非常に内容もよくなった。今もBGのスタッフ非常に頑張ってくれているのです、やっぱり民間の風が入ることさらに町民に対してのサービスの向上というのはすごく考えられるのかなと思っています。そういう観点から、もっとBGが楽しい場になればいいなと思ひまして、私の意見は以上です。

○議長（堀 清君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時16分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第58号

○議長（堀 清君） 日程第17、議案第58号 古平町営牧場管理条例を廃止する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第58号 古平町営牧場管理条例を廃止する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の51ページ、52ページ、さらには、資料の20ページをお開きください。本件は、平成20年から休止している町営牧場の管理条例を廃止して、町営牧場としてしか利用できない現状の制約を取り除き、土地を有効に活用しようとするものです。町営牧場は、資料20ページごらんください。赤く網かけしている部分で、昭和62年から畜産振興の基盤確立のため運営されてきました。しかし、畜産農家の減少等に伴い、先ほども申したとおり平成20年から休止しております。現在町内には肉用牛を飼育する畜産農家は存在せず、今後も町営牧場として利用が見込まれないこと、さらにはこれまでも何度か賃貸借の申し出もあったところありますので、町営牧場という制約を取り除き、

遊休地の利活用という観点から廃止したいというものであります。

なお、廃止後につきましては、農業振興地域内でありますので、農地法に基づきながら適切に活用を図ることになります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 以前委員会でもお伺いしたのですけれども、この草地の活用について毎年道庁のほうに議員として、日本共産党の古平支部として活用方法について要望してきた経緯があります。それで、もともとは農協の牧野を除いて、町で買った部分については林野だったものを伐採して牧草地にしたという経緯があります。それで、牛がいなくなった段階でもとの状態に復活させたいと、林野にです。漁業振興の立場から申し入れたのですけれども、優良農地ということでできないのだということでした。それで、今のそちらのほうの説明ですと、牧草地としてはもう役目は終わったということで撤廃するのだけれども、遊休地として活用がどうのこうの言っていましたけれども、その経緯について議会のほうに説明なり相談なりがあったという記憶がほとんど全くないので、何に使うだとかというのが。農協の土地を町で買い上げるだとか、そういうような経緯はありましたけれども、利用の件について論議したことはないのですよ、具体的に。現段階でどういう利用のされ方が役場のほうに申し出があっただとか、そういうところ辺はどのようになるのですか。優良農地という道の見解からすると、資料で出された赤の部分全部がそういう対象になるのか。それとも、優良農地ですから、一定程度そちらのほうで考えているものだって足かせがあるはずなのです。どういう可能性があるのですか。

○産業課長（細川正善君） 資料20ページの赤で網掛けした部分、これが先ほども申したとおり町営牧場になります。この中でも農振地域の青地と白地に分けられます。青地というのは、農用地、真貝議員がおっしゃっております優良農地であり、そこにつきましては農業にしか使えないという地域になります。白地につきましては、その現状を農業委員会に申請して転用許可とかを出せば、判断して、別のものに使えるということになります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○産業課長（細川正善君） 経過といいますと、29年と30年に農地所有適格法人、昔農業生産法人と言われていたのですけれども、そちらのほうから、話はまとまりませんでした、使いたいと、使えることはできないかという話がありました。それと、最近では再生可能エネルギーの事業者から使えないかという申し出があったところであります。

○3番（真貝政昭君） 今回風車を建設するに当たって、町のほうでもかかわることになったのだ

けれども、それを拡大利用できるような状況にはなるのですか。

○産業課長（細川正善君） 先ほど言った農振地域の白地、そこを農業委員会が現況を判断して、農地というふうに判断すれば使えることになります。

○3番（真貝政昭君） 農業振興というか、活用の仕方です。白地になりますか。その活用の仕方については、町のほうでは何も考えていないということですか。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○産業課長（細川正善君） 農業振興地域というのと今回の管理条例の廃止というのはまた別物でありまして、たまたまこの20ページの赤く網かけしてる部分、この周りに農業振興地域が設定されております。赤の部分でも農業振興地域内の青地の部分があれば白地の部分もあるという位置づけになります。

（何事か言う者あり）

○産業課長（細川正善君） 今の質問にお答えします。

そちらにつきましては、まだ考えてはおりません。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 古平町営牧場管理条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第59号

○議長（堀 清君） 日程第18、議案第59号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第59号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別法に基づき事業を行う場合は、過疎地域自立促進市町村計画を策定することとなっており、計画全体に及ぼす影響が大きい事業の追加や中止などの計画変更を行う場合には、過疎地域自立促進特別法第6条第7項の規定により、議会の議決を得ることとされております。

計画の変更内容を説明いたしますので、議案の54ページ目をごらんください。上段2つにつきましては、過疎計画の本文の変更となっております。今般事業として東しゃこたん漁協冷凍冷蔵施設の追加に当たって、本文中にその必要性をうたうものでございます。

2産業の振興、(1)、現状と問題点、エ、水産業、(ア)、漁業中、「今後ホッケ等のTAC導入も検討されている。そのため」を加える変更となっております。この字句が入りまして最終的に漁業の記述がどのようになるかと申しますと、本町の漁業は、主要魚種のホッケやスケソウダラ資源が減少しているほか、イカなどの来遊不振もあって漁業生産は大きく低迷している。加えて、磯焼けの進行やトドなどの海獣による漁業被害の拡大、漁業者の減少、高齢化など、漁業経営は急速に厳しさを増しているところである。このような中、国はスケソウダラ日本海北部系群の資源回復を図るため、TACの削減に取り組んでおり、今後ホッケ等のTAC導入も検討されている。そのため、漁業者や漁協の経営にとどまらず、水産加工業など、町全体が大きな影響を受けることが懸念されているという書き方になります。

その次の下段、2、産業振興中、その対策、エ、水産業、(ア)に「・ホッケ等の魚価対策、高付加価値化のため、漁協が整備を予定している冷凍冷蔵設備に対して支援し、漁家経営の安定、向上を図る。」という対策を本文中に加える変更でございます。

その次に、事業計画の中の事業内容に各事業を追加しております。54ページ中段、経営近代化施設、水産業として、東しゃこたん漁協冷凍冷蔵施設整備事業、55ページ上段から2段目、古平町道の駅(観光交流センター・地域特産物販売施設)建設事業の追加、ページをめくっていただきまして56ページ一番下、旧加工協冷凍冷蔵施設解体事業、この追加を行っております。この旧加工協冷凍冷蔵施設解体事業の冷凍冷蔵施設を指しているものについては、白い建物の冷凍庫のほうを言っております。もとの加工協の事務所と一緒にあったほうの冷凍冷蔵施設は含まれておりませんので、念のため説明させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 道の駅の関係で、現在の庁舎の取り扱いについて検討課題というふうに言っていたのだけれども、町民を含めた意見を聞く会というのはどういうふうになっているのですか。

○総務課長(松尾貴光君) 基本設計の段階において、そのような庁舎の取り扱い、解体するという方向性は伝えております。それに対しての意見というのは特段ございませんでしたので、現在実施設計の中で道の駅化を図れるかどうかを含め検討している最中でございます。

○3番(真貝政昭君) 解体を前提だということですか。

○総務課長(松尾貴光君) 解体を前提に検討するという旨は、説明会、昨年行いましたタウンミ

ーティングでも説明をさせていただいております。

○3番（真貝政昭君） 真面目に存続という考えの人もいる中で簡単にやってしまったという気がするのですけれども、解体するにしてもこの現庁舎の資料保存といいますか、設計図もない中で、何かしら後世に残るような形というのは現在検討中の課題の中で考えられているのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 後世に残る資料というのはどの程度のものを指しているのかよくわかりませんが、財源、お金の面と必要性を考えて検討してまいりたいと思います。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第59号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第60号

○議長（堀 清君） 日程第19、議案第60号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第60号 町道路線の変更について説明を申し上げます。

説明資料で説明いたします。説明資料最終ページ、23ページお開きください。変更する路線につきましては、図面の右上に記載のある恵比須小路線でございます。現況につきましては、起点、38番2地先から終点、この実線をずっと下までたどっていただきまして、終点359番地先となっております。変更箇所につきましては、図面中央の355、点線から359の矢印までの町道を廃止変更するものです。

変更理由としましては、今後文化会館前に複合施設を建設する予定です。現状のままでは道路上の建設となってしまいます。道路上には複合施設を建設することができないため、先ほどの区間につきましては廃止変更するというものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案59ページの議案を読み上げ、提案理由とさせていただきます。

町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を次のとおり変更したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記としまして、路線番号30137、路線名、恵比須小路線、変更前、起点、古平町大字浜町38番2地先、終点、古平町大字浜町359番地先、変更後、起点につきましては変更前と同じでございます。終点、古平町大字浜町355番地先。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから討論を行います。

○3番（真貝政昭君） 前々から主張していますように、今回の複合庁舎については手続上も問題ありましたが、設計に当たっては町民総意で喜んで迎えられるような設計案では全くないと。設計内容も希望の持てないような、そういう内容の設計となっております。ことしの3月段階で、この設計作業をやめるように主張しました。道路ができなければ建設できないということですので、こういう後世に禍根を残すような建物はやはりやめるべきだという立場から、今回の道路の議案に反対するものです。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第60号 町道路線の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 諮問第1号

○議長（堀 清君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明をいたします。

本件は、法務大臣が委嘱する本町の人権擁護委員のうち、坂下肇一氏の任期満了による同氏の再任の推薦に関するものでございます。人権擁護委員法第6条により、委員の推薦は議会の意見を聞いて推薦しなければならないこととされておりますので、本件提案となったものでございます。

記といたしまして、住所、古平郡古平町大字浜町103番地、氏名、坂下肇一、昭和27年4月19日生まれ。

参考にありますように、現在の任期が令和2年3月31日までとなっております。なお、今回の推薦は3期目となります。

以上、提案理由の説明でございます。ご審議の上、同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時46分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、異議ないものとし、答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして答申することを決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時50分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 選挙第8号

○議長（堀 清君） 日程第21、選挙第8号 古平町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。選挙管理委員は、古平町大字丸山町53番地、三浦一志さん、古平町大字浜町268番地3、須田嘉勝さん、古平町大字浜町370番地、高見純子さん、古平町大字浜町679番地18、澤口正広さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

それでは、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、古平町大字浜町679番地の12、浅野恵子さん、第2順位、古平町大字浜町202番地6、佐藤アツ子さん。第3順位、古平町大字浜町484番地、八戸美喜子さん、第4順位、古平町大字浜町124番地の3、磯谷裕孝さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第22 陳情第15号

○議長(堀 清君) 日程第22、陳情第15号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第15号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第15号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書は採択すること

に決定しました。

◎日程第23 陳情第16号

○議長（堀 清君） 日程第23、陳情第16号 「災害救助法の見直しを求める意見書」（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第16号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第16号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号 「災害救助法の見直しを求める意見書」（案）の採択を求める陳情書は採択することに決定しました。

◎日程第24 陳情第17号

○議長（堀 清君） 日程第4、陳情第17号 幌延深地層研究センターの「令和2年度以降の研究計画（案）」の撤回と2020年3月末で研究終了を求める意見書の採択を要望する陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第17号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第17号 幌延深地層研究センターの「令和2年度以降の研究計画（案）」の撤回と2020年3月末で研究終了を求める意見書の採択を要望する陳情は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時14分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第25 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第25、一般質問を行います。

一般質問は、梅野議員、工藤議員、岩間議員、山口議員、木村議員、真貝議員の6名です。
順番に発言を許します。

最初に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） それでは、一般質問させていただきます。

まず、1つ目、古平家族旅行村についてお伺いいたします。家族旅行村は、数少ない古平町の観光施設であるというふうに考えております。しかし、開村からもう既に30年以上がたちまして、各施設が老朽化しております。また、スキー場は平成19年に休止してから10年以上がたって、リフトや鉄塔もさびていて、夏の間でも非常に見づらく悪いです。そういうことを鑑みまして、大規模な改修を行うか、あるいはスキー場の再開なども含め今後の活用方針を伺います。

○町長（貞村英之君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

古平家族旅行村についてですが、キャンプ場とスキー場が併設してあるわけですが、まずキャンプ場のほうから、夏場のケビンとかキャンプ場ありますが、指定管理者の期間が来年度までになっておりますので、あと1年はこれまでどおり運営することとなりますが、今旅行村の利用人数ですが、ことしが2,455、去年が2,272、それから29年が2,605人と3年間は大体2,500人ぐらい。10年前の21年は3,600ですから、1,100人ぐらい減っていると。老朽化の影響なのかなと思ってはいるのですが、今の周りのキャンプ場を見ましても、大体民間の経営のところも結構あるのですが、オートキャンプ場ですとか、広大なキャンプサイト、自然のキャンプサイトをつくってアウトドアみたいな感じのやつとか、あとアドベンチャー的なキャンプ場と、こういうのが大体主流を占めておまして、うちのようにケビンという昔の形ではなかなか来てもらえないのかなと。そういうのも原因なのかなと。民間投資ですから、結構いろんなことをやって投資しているところでございます。なかなか難しいのかなと思っておりますが、さらにトイレが水洗化されていない、シャワーといった水回りも結構いかれてきていると。さらに、電気の設備ですけれども、電気保安協会のほうから、もう更新時期に来て大規模改修求められていて、これにはかなりのお金がかかります。高圧設備つけなければなりませんし、こちら法的なものでございますので、トイレ、水回り法的な電気のほうをやるとなると、とても今の負担には耐えられないのかなと。2,500人に対して町民の税金をかけていくのはなかなか理解得られないのかなというところが本音でございます。リニューアルという形で考えるのもなかなか難しいということですが、まだどういうふうにするかは決めているわけでもございませんが、やるとしても改修とかそういうのは難しいということでございますので、人を呼び込むにはやはりソフト事業的なものを有効に活用していかないとなかなか難しいのかなと思っていただいております。

また、もう一つのスキー場のほうですけれども、スキー場も平成10年代のころに休止という形とっているのですが、休止してそのまま十何年たっているわけですけれども、管理していないのです。管理しないものですから、雑木が生い茂っている。コース見てもらえるとわかるのですが、先日も

植樹やった後、その下のコースなのですが、昔言っていた第1コースの斜面のほうは雑木でどうしようもない感じです。2コースだけがちょっとあいていて、3、4、5は国費を入れて植樹している状況で、あれは伐採できないものですから、スキー場といいながらよく植樹したなと思っているところなのですが、そうすると2コースだけしか滑れない状況ですから、パウダーでもバックカントリー的にやろうと思って去年スキー担いで真っすぐおりてみたのですが、途中でとまるのですね、緩過ぎて。まず無理ですね、だからあそこは。プラス下のセンターハウスみたいなものも老朽化して、秋にはちょっと窓割られて、中に入られた形跡もごさいますし、そしてリフトを完全に外してあるのですが、もうあれは高压でもう一回やり直さなければならないので、もう一回つくり直さなければならないということで、再開するにしてももう一回一からやらなければならない。それでも3、4、5のコースは使えないし、1コースも雑木で無理だと、2コースだけでそんなお金かけれるかなとも思っても、かけれない状況でございます。休止といいながら管理していなかった。それに植樹したという、これが大きな原因かなとも思っております。そういうことで、スキー場の再開はまず不可能かなというところでございます。そんなところでございますので、今後の活用方法と申しましても環境保安林はそのままにしておきまして、2コースをどのように活用するのか検討していくしか今すべはないのかなといういうことで、まだ検討には至っていませんが、そういう状況でございます。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 大規模な改修は難しいと、ソフト事業で対応していくしかないというお話でございますが、例えばケビンのすぐ横、バーベキューテラスは下にありますが、それぞれ手ぶらで例えば焼き肉やりますとか、そういう何もなくても全部こっちで用意しますよとかいうようなサービスを考えると、その辺についての考えはどうかということと、スキー場は再開は難しいという答えですので、授業で今まで使っていたような感じについては今後どのような対応をとっていくのか。ほかのスキー場に連れて行って授業を行うという場合についても、その頻度、年に何回ぐらい行くのかなという予定を教えてくださいたいと思います。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

ケビンのほうですけれども、結構クレーム来てまして、蛇出たですとか、あと南京虫ひどくてというのがありまして、使えるかなというのはちょっと難しいのかなと思っている。毎回毎回バルサンたいも多分無理だと思うので、その対処の方法はまだわかりませんが、有効利用は何か考えていかなければならないなとも思っております。あと、スキー授業ですが、今授業は小学校裏でやっていると思うのですが、あそこをならして、1、2年生は多分そこで済むのかなと思います。札幌のスキー授業見ても、グラウンドにブルでちっちゃいスロープつくってやっているぐらいですから、小学校1、2年生であれば、少し直滑降に毛の生えたような程度でいいのかなと思いますので、斜滑降までいかないでしょうから、それでおさまるのかなとも思っています。ただし、3年、4年、それから5年、6年については、近隣のスキー場のほうに運んで授業を受けさせる予定でございます。回数については、ちょっと授業のことわかりませんので、教育長に答えていただきたいと思っております。

○教育長（石川忠博君） 梅野議員の再質問にお答えいたします。

今スキーの関係がご心配をいただいたのですが、スキー場が休止になってから、学校の裏のところの斜面といいますか、道路のところ、あそこを使ったりして低学年はやって、中学年、高学年はバスで近隣の仁木ですとか、そういったところのスキー場まで連れて行って、大体年間行っているのは3回ぐらいですかというふうな形で、それぞれ1日ずつかけて行くというふうな形で授業は取り組んでいます。

○5番（梅野史朗君） スキー場につきましては、大体状況はわかりました。スキー場がないということで、古平の子供たちがスキーができなくなったということがないように、そちらの手当ではしっかりお願いしたいというふうに思います。

2つ目行っていいでしょうか。

○議長（堀 清君） はい。

○5番（梅野史朗君） 町発行のプレミアム商品券についてでございます。

まず、1つ目、プレミアム商品券の販売から2カ月が経過しました。売れ行きは低調だというふうに聞いております。対象者が全てを買った場合の金額、それと現在の販売金額、これを2つ教えていただければと思います。

また、2番目といたしまして、現在の販売金額は町としては想定内であったのかということ。また、その理由は何だと考えていらっしゃるのかということです。

3つ目といたしまして、低調である販売金額をふやすために何か対策は考えていらっしゃいますか。

この3つを伺いたいと思います。

○町長（貞村英之君） 2つ目の質問、プレミアム商品券の件についてでございますが、国のプレミアム商品券ですが、新聞紙上でも購入者が少ないということでにぎわしていますが、当町も余り芳しくない状況のようでございます。当初の対象者、非課税者で1,000人、子育て世代で50人。対象者に対して大体7割ぐらいは申請するだろうと予想しておりましたが、非課税者で700人、子育て35人、計735人の商品券作成いたしました。完売した場合は1,470万になります。ただ、12月の6日現在では147人が購入しているということで、ちょうど2割ぐらしか購入されておりません。ただ、満額購入ではないので、販売額は282万という状況でございます。

そしてあと、想定内かという質問でございますが、余り想定はしていなかったのですけれども、想定内か外かといったら、ここまでせっかくプレミアムついているのに売れないのはちょっと想定はしていませんでした。理由はわかりません。ただ、新聞によりますと、県庁所在地の都市、それから政令市、それから東京23区73地区で聞いた新聞調査によると、やはり購入の手間が面倒だということとお金を出してまで買うのはちょっと難しいということがあるのかということ載っておりますので、そういうことなのかなと考えております。

それから、販売増対策何か考えているのかということでございますが、年金の支給日の13日にも周知のチラシ配布いたします。それから、防災無線でも周知した後に効果が見られたと、今までの例からいきます。折を見て防災無線も利用してもいいのかなと思っておりますし、商工会にも

いろいろな面で協力をいただいているので、商工会の協力も得ていければなどと考えております。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 思ったより少なかったとは思いますが、ふやすための方策でございますが、チラシ、無線を利用ということですが、手間がかかるというところで、一番最初に受け付けといたしますか、それをして、その買うのもまた役場に来なければいけないというのが最初かなりあって、足がなくて行けなかったという人も多かったのではないかというふうに思います。途中から商工会のほうで新地方面で売れるようにしましたということになったときに、ある程度の数の人が商工会買い物に来ていただきました。それでも、やっぱりあるときを境にぴたっととまってしまっているというのが今の現状です。商工会が一応新地方面にあるとはいえ、そこまでも行けないような方もなかなかいらっしゃるのではないかというふうに思っております。まだお買い上げになっていない方、役場のほうから、どうでしょう、こういうのありますけれどもという問い合わせとか、もし足が悪くて来れないのであればこちらからお伺いして手続きしますよぐらいのことはやっていただけたのかなど。もし欲しいけれども行けないよという人がいたら、配達はしていただけたのかなどいうのを伺いたいと思います。もし役場のほうでちょっとそこまで手回らないのだというのであれば、一番最初の手続のほうだけやっていただければ、注文来たときの配達その他につきましては商工会のほうでやらせていただく準備もございますので、その辺ちょっとお考えいただきたいというふうに思います。

○町長（貞村英之君） 個人的な対応ということになると、買う、買わないというのは自由ですので、あっせんするという事は考えておりませんが、今言われたように原因がわかっている、ある程度手続簡略化して商工会のほうとうまく連携して対応できるのであれば、そういうこともありなのかなとは思っておりますが、個別的にどのようなことかわかりませんので、ちょっと答えられません、今後いろいろ打ち合わせなり相談なりしていければなどと考えております。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） きょうは1点だけ、町営住宅についてお伺いします。

町内の町営住宅に空き家がたくさんありまして、解体も進んでおります。解体後の空き地にまた住宅を建てるのか、また違う建物を建てる計画があるかお聞かせください。各団地の解体の予定、今後の予定をお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の町営団地についての質問でございますが、解体後の空き地に建てる予定があるのかということでございますが、現在のところまだ空き室が町全体であるものですから、今建てる、建てないは現在白紙の状態、計画は何も持っていません。

それから、団地の解体の予定ということでございますが、令和2年度につきましては清丘団地の2棟4戸、それから御崎団地1棟3戸、栄団地1棟5戸、これらの解体予定いたしております。3年度以降については、空き棟がないため、今のところは未定でございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 実はこの一般質問を書いたから、私のところに平成30年の11月に作成した

予定表が出てきたのです。それで、全部見てみましたら2022年ぐらいまでの予定がずっと書いてありまして、旭団地は全面解体ということです。それから、栄団地は一部を残して解体と、それから清丘も全面解体、それから御崎もそうです。それから、本町の4戸の住宅も解体というようになっているのです。その年度、年度に各団地一回に壊すのではなくて順番に壊していくようになっていくようなのですけれども、壊した後に何かを建てる予定、町長は今まだ考えていないと言いましたけれども、住んでる人があっちにぼつん、こっちにぼつんという形で、かえって町の中に住んでいるというような感じが見受けられないのです。特に清丘のほうなんかであれば、隣とすごく離れてしまったりとかとあって、非常に生活もうまく交流できないようなところもあるので、例えば2棟の中に1戸しか入っていないようなところの人方ともう少ししっかり話し合っ、なるべく固まれるような状態、これは何とか話し合いの中でできないものではないでしょうか。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の再質問にお答えいたしますが、簡平住宅の2棟1戸あいていて、ぼつぼつとあいていて、一つのところに集まってほしい。それは私たちも同様な考え方で、建設水道課長一生懸命それ打ち合わせしてるのですが、やはり住んだらなかなか離れにくいのでしょうかね、移っていただけないというのが実態でございますので、そういうことは今後も続けていって、なるべく集めて、あいたら解体できますので、そういう戸数を多くしていければというのは同感でございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） それは確かにわかります。ただ、ここに、このときつくったものだと思うのですけれども、各団地の家賃の一覧表が出てます。そして、各団地でいろんな人に聞くのですけれども、結局今入っている団地は古いので家賃が安いと、だから動きたくない、そういう人がほとんどなのです。だけれども、それが古いまま住んでいたら、例えば台風などの災害でもっとも簡単に壊れるようだったら、かえって逆に大変なことになるのではないかとと思うので、そういう人方を説得して、なるべく1カ所のほうへまとめるか、それともいたところへ例えば1棟4戸なら4戸でもいいですから建物を建てて、そこに住んでもらうとか、そういう方法を今後考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再々質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりのことが一番いいのではないかとと思うのですが、今後つくるマスタープラン、住宅のマスタープランもあるでしょうし、今後の需要も考えていかなければならない。それから、高齢化して、できればほほえみくらすのような、ああいうところへ行きたいという人もいますので、そこら辺の全体の調整を考えてマスタープランつくっていかねばならないので、工藤議員おっしゃったことは念頭に置きまして今後考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 次に、岩間議員、どうぞ。

○7番（岩間修身君） 先ほど5番議員さんが同じ質問なのですが、町長の答弁いただきましたが、私なりにちょっとお伺いいたします。

高速道路が後志道が開通して予想以上の車が入り出しているようなので、先般議長と北後志5町

村の議長、副議長で話し合ったのですが、それだけの車が通っているのであれば観光客も結構来るだろうと。それであれば、各町村で何か観光客をとめる算段を考えなければいけないなど、そんな話がありましたものですから、私なりに古平で施設といたら家族旅行村、温泉、そのぐらいかなと。であれば、家族旅行村でもう35年以上もたっているし、何とかしてリフォーム、新築は無理としてもリフォームして、そして水洗にしてシャワーつけてお客さんを呼べるようにしたらいいのではないかなと思ったのですけれども、まずお客さんに聞いてみたら、いいところですねと、でも水洗でないと、これが一番私たち困りましたと。それから、シャワーはコインシャワーあるけれども、あそこまで行ってやるのも大変だと。だから、水洗便所でシャワーついていけば最高なのですがねというような話はよく聞かされました。

それで、今この財政難ですぐやれとは、これ大変なことですが、徐々に、これいつまでもやらないとスキーのリフトと同じようにもう使われなくなってしまうようなおそれもあるので、何年か後にリフォーム、何棟でもリフォームしてやっていって少しでもお客さんを、古平町にこういうところもあるというような、お客さん呼べるような施設にしていってもらいたいと思うのですが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 岩間議員の質問にお答えいたします。

家族旅行村のケビンのほうの水洗化のことですが、公共下水道は行っていないので、多分合併処理浄化槽ということになると思うのですが、一つ一つつくとかなり金額かかる。全体的なあり方みたいものをどうしていくのかを検討する時期には来ているのかなと。指定管理者も来年までですから、あと1年ちょっとしか、15カ月ぐらいしかないので、検討する時期には来ていると思いますので、あり方についても少し考えていかなければならないと思っておりますので、継続するにしても、そこら辺のシャワーですとか水回りの環境ですか、そこら辺は整備しないとできない。一番困っているのが先ほど言った電気なのです。あれ法的な電気保安協会から改修求められているのですが、かなりのお金かかるものですから、そのまま維持費としてオンしていくことができるかどうかという財源的な面も検討していかなければならないので、しばし来年1年かけて検討したいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。今はここら辺までしか答えられないので、よろしく願いたいと思います。

○7番（岩間修身君） 町長の考えはよくわかります。それで、下水も通っていないし、浄化槽でやらなければならないから、それもお金かかるし、そういうことで大変だと思いますけれども、まるっきり考えないということではなく、頭の中に入れておいて、それで整備して、古平の町のPRになるようにしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（堀 清君） 次に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 2点ほど一般質問させていただきます。

まず1点目、新庁舎建設に伴う道の駅設置についてです。現在進められている新庁舎の建設に伴いまして、現庁舎を撤去した後の跡地に道の駅を設置するという構想があったと記憶しておりますが、その件に関しましては地域の住民の方も非常に注目している問題です。つきましては、現在の

進捗状況等についてお聞かせ願います。

○町長（貞村英之君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

新庁舎建設に伴う道の駅の設置ということでございますが、道の駅という形になるのかどうかはまだ決めていませんが、今の活用方法については、国の補助メニュー、まちなかのにぎわい再生に向けてということで、観光交流センターという形で整備を検討しております。整備に当たっては、やはり道の駅の認定というものを視野に入れているところでございます。10月の24日に実施設計業務の契約を締結して、2月いっぱいを業務期間として現在作業を行っているところです。わかっていると思うのですが、道の駅の必須条件として駐車台数とか、トイレの数、それから授乳室ですとか、情報提供の場という、そういうものの設置、災害時の対応、ハード面に対する条件とか運営方法のソフト面、そういった条件がなかなかハードルが高いものですから、国道ですから開発局の小樽開発建設部の助言を受けて、今受けながら慎重に検討を進めているという、そういった状況でございます。

以上でございます。

○8番（山口明生君） 割と私が話をさせていただく多くの町民の方々も道の駅ができるというふうに捉えている方が多くて、そういった情報もちょっとひとり歩きしているのかなという懸念もありまして、もう少し情報がきちんと町民に伝わるともっとわかりやすいかなと思うところと、あとせんだってたまたま行政視察で伺った当別町の道の駅の運営、開設から運営にかかわる部分でお話を聞いてまいりましたけれども、非常に今の時代というか、難しくなっているというところで、まず大事なものは立地、そして宣伝、さらにはその中にある店舗や商品の付加価値といったものが上手にマッチングしないとなかなか成功しないと。あと、町民の方が結構口にされるのが、漁協の売店があって、それと何かかぶったりすることになると逆効果を生むこともあるのではないかなという懸念をされている方の意見も聞きますので、そういった部分も含めて町民にももう少し情報やいろんな意味での発信があるとわかりやすいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

道の駅という形でひとり歩きしていることは、私もよく言われますので、設計業務はある程度完了して、当然基本設計もやるものですから、それが見えてきたらある程度住民にも周知していかなければならないのかなと思っております。

もう一つは、規模ですけれども、当別のようなああいいう立派なものではなくて、コンパクトで機能的な施設からスタートしたいと、それで経営がうまくいくのであればどんどん広げていくような、そんな形が一番いいのかなと思っております。ほかの町村見ますと、道の駅で失敗しているというか、結構運営困難になっているということもございますのでそこら辺は慎重に取り組んでいかなければならないのかなと。

あと、置く物ですけれども、漁協と確かにかぶるのではないかな。漁協にも話はしております。結構在庫持っているものですから、漁協も2つでやるのか、こっちに集約するのか、これから検討してみるような話もしておりますので、この辺は競合しないように、民業圧迫するのであれば元も子もありませんので、そこら辺はちゃんと相談しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（山口明生君） 今のお話よくわかりました。何にせよ町民がいいものができたねと喜べるような施設ができることを願っております。答弁結構です。

2点目の質問です。町内舗装道路の劣化についてでございます。劣化についてというちょっと漠然とした書き方ですが、ことしの秋は本町でも台風の影響などもありまして、時折まとまった雨が降ることがありました。そんなとき、町内のかかなりの場所で舗装道路に水たまりができていたのです。それが特に歩道と車道の間とか、交差点の間とか、そういった部分に多く見られまして、走行する車両がたまった水をはね上げていたり、11月下旬あたりからの寒い日にはその水たまりがそのまま凍っていたりして、大変危険だなというふうには感じています。私の家の前も同じようなことが起きていて、網の目の排水路みたいなものがすぐ目の前にあるのですが、それよりも路面が削れて下がっていて、そこから水が排水されない状態になっていて、物すごく大きな水たまりができるのです。同じような現象が町内起っている可能性があるなというふうに思いますので、そういった部分一度しっかりと調査をして、劣化している部分を補修なり対策を講じていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 山口議員の町内の舗装道路の穴ぼこ、劣化についての質問でございますが、道路の穴ぼこ、水たまり箇所カ所というのは町内一円で多数あるように思います。どこのまちでも、古いまちはこの対策で結構苦労しているのが現状でございます。一斉の悉皆調査みたい形の調査は、道路パトロール結構やっていますので、日常のパトロールのほうが効果あるということで、パトロールやるたびに箇所、ここあった、ここあったとあって、大きなところは建設水道課でも押さえておりますので、優先順位つけながら、オーバーレイできれば一番いいのですけれども、なかなかお金もかかることなので、パッチング程度で埋めれるところは埋めて、余りひどくなったらオーバーレイの小さい形のものをやっていくような、そういうような維持補修の方法しかないと思いますが、何せ管内道路多数あるものですから、町民からの情報も結構重要なものでありますので、協力してやっていければなと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○8番（山口明生君） この問題についてご理解いただけているようですので、これ以上の質問はいたしません。ただ、入船の郵便局とか、役場の横断歩道のところとか、町の施設や公共の施設の周りなんかでもかなりすごい状況になっているのが見受けられますので、先ほど申されたように優先順位をつけて、町民の使用頻度の高いところから徐々にというふうにお願ひできればと思います。答弁結構です。

○議長（堀 清君） 次に、木村議員、どうぞ。

○1番（木村輔宏君） 多分これ私3年目の質問になろうと思っておりますけれども、ことしは1リッター、灯油が86円プラス消費税10%ということで、95円という高値になってございます。国民年金とか低所得の方々は大変だろうと思われませんが、1万とか2万円の福祉灯油を考えてみてはいかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 福祉灯油の件についてでございますが、昨年新しい要綱を作成いたしまして、去年も言ったと思うのですが、基準として4月1日と11月1日の平均単価の差が20円以上で、

かつ税抜き単価100円以上という取り決めしたものですから、これにのっとりますとことしの4月1日の平均単価が84.25、税抜きで11月が85.8ということで、1円ちょっとの差しかないものですから、今年度は実施する予定はございません。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） 確かにそれは去年からお話が出ているのです。ただ、生活保護者の方々は、それでも冬になれば暖房手当が出ます。こういうことでこういうお話しするのはやばかもしれませんが、役場に勤めてる方、公共施設に勤めてる方は暖房手当が出ます。ただ、実際にそういう方々はそれで普通だろうと思うのですけれども、国民年金で生活されている方、低所得の方々はそういうものも頂戴していません。そうすると、私も12月になって関係者の方とお話をしたら、84円、86円、高いところは88円ですか、とするとプラス消費税をすると約100円近くなるのです。差額の問題もあるでしょうけれども、本当に1カ月に灯油2缶、18リットル缶2缶くらいで生活しているのです。切り詰めているのではなくて、それしか買えないのです。私も実際そういう商売をしていますから、そういう方々のところに行くと、4畳半くらいのところにビニールをずっと張りめぐらせて、何時に起きるのですか、8時に起きて、夜5時には寝ますよという、使わない努力でなくて、使えない努力をしているのです。そういうところを見たときに、そういう方々に対して古平町で助けてあげるといふことが必要ではないかなと思うのですけれども。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

生活のレベルの違いでそういうものは多々あるとは思いますが、何せこの件は去年あれだけ議論して決めたことですから、ことしはこれは守っていかなければならないなと思っているところでございますので、おっしゃることはよくわかります。事実なのですが、単価差と単価の額を見ますと実施できる状況ではないことはご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀 清君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時08分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問、最後になりましたけれども、真貝議員。

○3番（真貝政昭君） まず、災害対策について2項目について質問します。

議運でも総務課長、副町長から、雑駁で、ちょっと具体的にという要請がありましたので、災害時に孤立する可能性が大だということ町長余りよくわからないようなので、想定として当然想像力を駆使して理解できると思ったのですが、そうではないみたいなので、50年に1度の大雨に平成22年に古平町が遭遇して、ほとんど全町避難するという事態がありました。古平川の堤防の越流で沢江地区が水没しまして、そういう水害があったり、そのときは廻り湧橋が落橋して、向こうのほうへの交通が不可能となったこともありました。昨今の気象状況を考えますと、こういう大雨による

洪水被害というのは50年に1度ではなくて頻繁に想定できる事態に突入したというふうに考えるべきだと思います。なおかつ、大雨に際しては、国道229号線が生活道路として利用されているのですが、大雨に対しては開発局が通行どめの措置をとるということで、孤立することは十分に考えられることなのです。

それから、地震、津波に際しましても、平成5年の奥尻沖地震に際しましては特に西部地区の住民が大挙して高台の琴平神社だとか、そっちの方面に避難するという事態が夜中起きたこともありました。大きな地震、直下型の地震、防災計画で当町は計画しているわけですから、そういう場面に至っては古平大橋の落橋だとか当然考えられますし、余市に至る229に当たっては、沖村のラルマキ橋だとか、浜町の恵比寿橋だとか、橋がかなりある地域ですので、当然災害時には孤立するというのを前提にして考えるべきだと思います。

それで、ことしから医療の面で後退です。お医者さんや医療スタッフが余市方面から通わなければならないような事態に古平の診療所の状況が陥っていると。私ごとですけれども、9月前後に3回ほど診療所に駆け込むけがだとか、そういう事態がありまして、平日の昼間ですけれども、休診日で全く当てにできない事態が3度、ことしありました。建築関係だとか、特に海のほうもそうだと思いますけれども、外で現場で働く方々のささいなけがだとか体調不良というのは日常頻繁に起きてるという前提で考えるべきで、私の周りの建設関係の方も、もう古平を当てにしないで真っすぐ余市、小樽方面に走ると、そういう事態が起きています。こういうような状況、日ごろ古平にお医者さんやスタッフがおられないと、それからベッドも廃止ということで、こういう状況で孤立したときに古平町はどういう対応をとることになるのかお伺いしたい。

それから、2項目めなのですけれども、平成5年の奥尻沖地震のときに西部方面の方々が大挙して津波の不安から高台に避難しました。浜町方面は、そういう状況がほとんど見られなかったのです。これは、熊本地震のときの検証からも私理解することができたのですが、幼児センターを建設する際に地盤調査で粘土質の地盤が深さ10メートルから13メートルくらいの深さまで、厚みのある地盤層なのです。浜町方面のように礫だとかそういうのがほとんど上部のほうに、表面のほうになくて、厚く泥の層が粘土層があって、ちょっとした地震の揺れでもかなり揺れると、そういう事態が想定される地域なのです。前々から古平町役場の関係者でも、大きな地震があったときに西部方面の方たちの避難は一体どういうふうになるのだろうか、順調に避難できないのではないかというのは不安視されていました。

それで、特に高齢化が進んでいる当町ですけれども、蘭越町の港地区にそういう場合の津波時の避難タワーが建設される予定で、設計費が200万ということなので、大体建設費用は二、三千万でないかというふうに想定されるのですが、特に古平町の場合は西部方面にそういう施設が必要ではないかというふうに私考えています。町長のお考えを伺います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

2点ほどだと思うのですが、災害時孤立と津波のタワーですか、の件だと思うのですが、ほぼたられば、想定、予想、そういう話だと思うのですが、もしものときに備えた最大限の計画といいますか、想定というのは、町でいえば防災計画なり、道でいえば道の地域防災計画の中に定めること

となっておりますので、今これだけ災害が多い中、それに対応した防災計画はつくっているつもりでございますし、災害のたびに防災計画つくりかえて、差しかえて対応しているところでございます。

その中で、孤立した場合のことでございますが、町の支援要請を受けて、孤立した場合、道は災害派遣の医療チーム、医療がない場合は医療チーム、DMATを町に派遣することとなっておりますので、医療活動はこれに基づいて行うということになっております。また、損壊とか起こった場合は、道のヘリコプターありますので、そこへ来ることに計画に位置づけられております。また、場合によっては、自衛隊も要請すると対応してくれることになっております。

医師がいないという、私来たとき、もう医師は古平に住んでいませんでした。余市に住んでいましたので、状況は1年間全く夜は対応できていない。そしてまた、夜間診療したことは一回もありませんので、来たときに医者は余市に住んで、余市のアパート代、うちの指定管理料の中に含まれておりましたので、多分最後の1年はこちらのほうに、家ができた、建てられていましたので、おりましたが、今せっかく来ていただいている医師たちのことをそういうふうに言うことは私は避けたいと思っております。

それから、津波の避難タワーですが、これは津波対策の推進に関する法律の中で津波避難施設のことだと思うのですが、これにつきましてはうちの地震の影響が防災計画の中で資料を見ますと、海面変動が始まるのが地震後の11分後、津波の第1波が来るまでに18分ということになっておりますの、うちにはそれには該当しませんので、港湾の津波避難対策に関するガイドラインにおきましては古平はそういう地域ではございませんので、避難タワーの建設は該当いたしません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） どういう基準がわかりませんが、津波タワーについては。

まず、最初の医療の問題ですけれども、前任の方のときのお医者さんの住まわれていることに言及しましたがけれども、そういう事態にあっても今の質問のように孤立したときにどうなるかという質問は、延々と続く課題です。孤立するときというのは、大体自衛隊が近づけない状況というのが当然考えられるのです。視界不良だとか、暴風雨だとか、そういうことが考えられるので、真面目に対応してほしいと。防災計画の中にあるということではなくて、実際に町民が不安視する場面が起り得ると、それに対して町はどのような対応をとってくれるのかというのを、実際に抱えてる問題ですので、真剣に対応していただきたいなと思います。

それから、西部地区の件については、蘭越町の場合、建設に当たって基準があるのでしょうかけれども、基準は要請等によって、いろんな条件がありますのでね、やはり陳情なりなんなりで変えていく必要があるのであれば、その実現に向けて頑張っていく必要があるのではないかと思います。そこら辺が必要であると思うのであれば道を探るべきだと思いますけれども、その点はどうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

あたかも防災計画が真剣に考えていないようなことをおっしゃるようですが、あれはかなり真剣に考えております。想定される最大限のものを、今学術的にも想定される最大限のものを考えて、

そして専門家の意見を聞きながらつくっているものでございますので、それを真剣でないと言われるのはちょっと心外だと思いますが、いずれにいたしましても考えられることは、DMATならDMATを要請する、それからヘリコプターを要請する、それしか方法ないわけでございますから、これについては、お医者さんがいてもそれが機能するかどうかはわかりませんので、今考えられる計画の中で対処していくしか方法はないのかと思っております。

また、避難タワーですが、考えられること全てやるべきだと、それは当たり前のことで、今考えられることは、津波被害がうちの場合は11分、18分の基準には当たらないということで該当しないので、それでどうすればいいのですか、要請すればいいのですか。要請する気持ちは、今のところはございません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 先ほどから申し上げましているとおおり、西部地区の地盤については極めて軟弱な状況にあると。液状化とかも想定されるでしょうけれども、我々にはまだそういう可能性だとかよくわからない状況にあります。つかみ切れないと。でも最大限そういう不安から住民を守るための方策を探っていただきたいと強くお願いする次第です。要望する次第です。

次に、人口減少対策について伺います。一時減少がとまるかのような感じで、毎年のお誕生数が20人前後で推移してきたのですけれども、去年10名、ことしの予定では11名。小学校の複式学級の基準である8名ですか、それにかかなり近づいた状況で、先般も衛藤大臣が出生数の減少が極めて憂慮される状況になっているという談話を発表しています。古平町においてもこういう状態がいいのかという問題があります。そのために保育施設の充実だとか、いろいろやってきたわけですけれども、最近特に待機児童の数が実際に机の上のようになるようになりました。実際は申し込みをしていないかもしれないのですけれども、預けたいという方が私の周りにもいらっしゃいます。そういう方たちを大事にしなければ、この町の出生数の減少は食い止められないと、むしろこのまちから若い人たちが定着しないで出ていくというのがかなり加速するというふうに予想しています。特に幼児センターについては、未満児の保育が待機児童として出てきている状況ですので、そのあたりを中心に、今まではもう満杯ですから、増設をすべきではないかというふうに思っています。こういう保育施設の充実なしに古平町の出生数の減少は食い止められないというふうに私は思っているのですが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（貞村英之君） ちょっと質問の意図がわからないのですが、子供の数が減少していて保育施設増設が必要という、何かよくわからない質問だと思うのですけれども、ちょっと意味がわかりませので、答えかねます。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 今子供の産み育てるご家庭がやっぱり未満児の保育施設の増設を切望しているのです。預けられなくて、働きたいのに働けないと。実際働くのを諦めているご家庭が家族を巻き込んで我慢している状況がずっと続いているのです。そういう方たちをほったらかしにしておいて、このままいくとこの町に若い世代が定着しないということです。3歳児、4歳児、未満児と定員が決まっているわけですから、それ以上受け入れられないということですから、そういうことを言っ

ているのです。

○町長（貞村英之君） 保育所の体制として受け入れられない。出生数と余り関係ないけれどもということでもよろしいでしょうかね。

答えますけれども、出生数が少なくなったということで通告あったので調べましたら、29年度は20名、30年度8名、令和元年度8名、予定含んで8名ということですが、待機が多い、待機児童というのがどの程度のもので、マッチングしての待機なのかよくわかりませんが、29年度生まれの児童が突出して多かったということは事実でございます。ここら辺が解消すれば、待機も一気に半分以下になりますので、少なくなるのかなと思っていますところでございますが、いずれにしても保育施設を増設するにしても、保育士がいないものですから、募集しても来ませんので、なかなか難しいのかなと思っていますところでございますが、零歳児には1対何ぼとか、そういう厳しい規定もございまして、難しいのかなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 最近の核家族化によって、昔の家族形態とがらっと変わってきているのです。町外から移り住んできている方にしても、やっぱり保育施設がきちんとしていないと働けない。この町で安定した職場といったら決まっていますでしょう、みんな共働きで働かないと生活できない。子供の教育ができないだとか、そういう経済環境にある。そういうところで子供の数をふやしたり若い人を定着させるということを考えてときに、保育にかける町の支援というのが決定的なのです。上士幌で若いお母さん、お父さん方がふえているというのは、保育にかける町の対応が充実しているからなのです。これは、やはり出生数と保育施設は関係ないという貞村さんの考えはちょっと私にとっては理解できません。かみ合わないので、今回はこれくらいしますけれども、これからは保育施設の充実というのは絶対的に必要だと思います。教育のことを考えますと、このままでいきますと複式学級は間違いなく訪れる。これを食いとめるために各町村の自治体は四苦八苦してるのです。だから、そこら辺を感じ取っていただきたい。

次に、福祉灯油について伺います。先ほど木村議員からも質問があったときに、4月の1日の値段が84円台と、11月1日の値段が85円台と。それで、貞村さんはことしの福祉灯油を実施するに当たっての基準をつくりました。道北のほうの自治体の実態を調べて、ああいう基準をつくりました。しかし、住民税非課税の70歳以上の年金生活者の生活実態は極めて厳しい状況にあるというのはわかっているという説明でした。それで、伺います。11月1日で100円以上、4月1日からの格差が20円以上上がらなければやらないとしたこの基準は、どこのまちの基準を拝借したのでしょうか。そして、こういう基準で過去にさかのぼってあり得る基準なのか、福祉灯油をやるそういう実例はあったのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 福祉灯油の件ですが、実例は今持ってきていないので答えられませんし、積算の資料も持ってきていないので、ここで記憶に基づいて話しても間違ったことを言ったらあれですので、今ちょっと答えられないと思います。

ただ、全道の平均をとりながらやったということは事実でございますので、そこら辺はとんでもないところだけをとってやったわけではございませんし、全道の特に寒いところ、雪の多いところ

を基準にしてピックアップして平均とってやったということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 古平町の福祉灯油の実施は前町長時代のことで、それも12月1日段階で73円以上であれば実施するという基準だったので、4月1日の町内の価格動向だとか11月1日の価格動向というのは調べていないと、そういう調査記録はないわけです、予想しても。それで、全道の消費者協会が調査している道央圏とか道東だとか、そういう区分けありますし、かなり町村ごとにデータをとっていて、ネットで調べることができます。それで、平成10年以降の20年間くらい調べたのですけれども、こういう基準に当てはまる事例はない。だから、20年間の実績を見ても絶対ありえない基準をつくってしまったのだ。それが私の調べではわかりました。

町長、生活実態は厳しいって重々わかると。わかるのだったら、やったほうがいいと。メンツは捨ててしまって、やっぱり生活実態はみんな窮乏しています。去年の場合は後志19カ町村中、古平除いて全部やったのです。だから、ことしやらなければ、もう貞村町長が福祉灯油やる機会はあと1年しかないわけです。そうではなくてね、こういう基準をつくってしまったけれども、当てはまらないとわかったら、基準をすてて、ほごにしてやるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えします。

去年つくったばかりの基準でございますので、かなり検討した結果でございますので、この基準は守っていききたいと考えております。

○3番（真貝政昭君） お役人さんというのは、つくった以上メンツがあるから、引っ込みにくいかもしれませんが、政治家になったのだから、やっぱりそこら辺のわだかまりは捨てていただきたいと、これを切に願う次第です。

最後に、複合庁舎について伺います。5項目について箇条書きにしましたので、読み上げますので、答弁をお願いします。

ヒートポンプの熱源調査、ヒートポンプは100メートル掘って何本掘るかというところがこの眼目らしいのですが、地下水の熱がどの程度の温度なのかというのが1つ注目点です。古平町でも実施されていると思います。いつ実施されたのか。その熱、温度はどういう結果になったのでしょうか。

地下水温が高ければ、低ければというので掘る本数がどうも変わるような印象を受けています。費用にも響きますので、どのように変化するのか、その結果を受けてです。伺いたいと思います。

それから、北広島市にヒートポンプの件で議会側で視察に行きました。当初から担当された職員の説明を受けましたけれども、ヒートポンプは万能ではないということで、暖房の費用というか、能力っていいですか、どちらでもいいのですが、100とした場合、ヒートポンプで7割、ほかの熱源、エアコンだとかそういうので3割補っているということでした。古平町の計画は、ヒートポンプによる暖房費というのは全体の何割くらいになるのでしょうか。

それと、政府のお墨つきで5つ星だか頂戴した今回の複合庁舎ですけれども、そよ風を自由に室内に取り入れるような窓ではないみたいで、かなり密閉された空間となるのが予想されています。それで、災害時にホールは避難所として使われるわけなのですが、換気です。真夏の本当に食中毒警報が出るようなとき、それから冬の厳寒期のとき、そういうようなときに多数の方々の避難場所

としてのホールは万全な状況になるのかどうか不安視しております。伺います。

最後に、7月に大成建設と実施設計の契約をしたと9月議会で報告がありました。7月のいつなのか、それ金額や内容も含めてどのようなものなのですか。実際に契約書の写しを出してくれば一番よいのですが、伺います。

○町長（貞村英之君） 通告のとおり読まれましたので、そのとおり答えます。

まず、熱応答試験、TRT試験の件ですが、今実施設計業務期間を2月いっぱいとして調査中ですので、それはわかりません。

費用についても、令和2年の1月31日を業務期間で実施設計中ですので、これも手元に資料はございません。

それからヒートポンプの暖房費は全体の何割ぐらい、実施設計中ですので、これもお答えすることはできませんが、地中熱ヒートポンプを使用した空調というのは1階の執務室、2階の執務室、2階の防災センター、全ての階のロビー、これで全体の27%ですので、それに見合ったものだと思っております。

それから、密閉空間というのはどういう意味か全然理解に苦しむので、何をもって密閉空間なのかちょっとわかりませんが、災害拠点としての機能は、庁舎等建設委員会でお示ししたとおり、図面にあるとおり、災害拠点としての機能は有しております。それから、実施設計の内容と言われても、基本設計をもとに実施設計組むというだけの話ですので、内容をどうするこうする、基本設計は示しておりますので、それもちょうと意味がわかりませんので、お答えできないと思います。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 全体を通しての確認なのですが、実施設計は7月のいつに幾らで契約したのですか、具体的に言えますか。7月のいつで、契約金額は幾らで、それから実施設計の期限は先ほど11月何がしというふうにありましたけれども、ゆっくりお答え願いたい。

それから、設備費の費用というのは、これを受けてわかるので、1月31日までに何かができ上がるので、わかる。それまではわからない。

それから、建物は密閉空間となる表現をしたのは、かなり室温が管理されますので、庁舎内の方々が勝手に窓をあけ閉めできないような、日本語で言えばはめ殺しの窓が多い状況で、そよ風を自由に室内空間に入れるだとかできないようなという窓を採用するので、密閉空間と、管理された空間というふうに言ったほうがいいでしょうか。だから、空調も機械換気でやられると思うので、そういう意味で申し上げました。伺います。

○町長（貞村英之君） まず最初に、実施設計の時期については、私資料を今持ち合わせていないので、総務課長は多分持っていると思いますので、総務課長のほうから答えていただきたいと思えます。

また、密閉空間という表現がいいのかどうか、そよ風がどうのこうのと言いますが、災害時のホール利用が密閉空間なら悪いのかという、ちょっと意味わからないのですが、いずれにしても災害拠点としての機能を有しておりますので、その機能だけはちゃんと果たしていきたいなど、いくような施設になっていると理解しております。

以上でございます。

○総務課長（松尾貴光君） 真貝議員の契約に関する質問でございますが、行政報告お持ちでしょうか。行政報告。貞村町政になってから、資料の2ということで工事に関する契約、業務委託に関するものについては、入札に付した金額以外のものについては全て記載しています。今回の複合施設関連の契約ですとか、観光交流センターに関する契約ですとか、業務名、内容、事業費、受注者、委託であれば業務期限末、工事であれば、工期、進捗率、行政報告の16ページに出ておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。このような報告の仕方ですとずっとやっていきたいなと思っておりますので、そこら辺のご理解もよろしくお願いいたします。

○3番（真貝政昭君） 行政報告を手にする前に一般質問の締め切りがありましたので、こういう項目で並べました。重複になっても嫌がらないでお答えするようにしてください。

それと、総務課長にお伺いしたほうがいいのかもかもしれませんが、災害時においてもこの複合庁舎の中の空調というのは機械換気でずっとやられる前提で、避難場所としてのホールというふうなお考えで進められているのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 基本機械換気なので、外調機から外の空気は取り込みます。それと、室内の換気についてはフィックスの窓の下に環境のがらりがつくような設計になるかと思っておりますので、きちんと自然の通気、換気もできる旨、庁舎検討委員会でお配りした省エネルギー計画というものに、きちんと風が入るといふように、風を入れる設計の大きな図面お配りしておりますので、改めて見ていただければと思います。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時49分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま意見案第10号から第11号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号から第11号までの意見書を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 意見案第10号

○議長（堀 清君） それでは、追加日程第1、意見案第10号 「国による妊産婦医療費助成制

度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第10号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第11号

○議長(堀 清君) 追加日程第2、意見案第11号 災害救助法の見直しを求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第11号 災害救助法の見直しを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第26、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第27 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第27、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第28、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第30、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時00分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員